事　業　概　要

令 和 ８ 年 版

東京都芝浦食肉衛生検査所

目　　次

第１章　総　　説
１　検査所の沿革・・・

第３章　検査統計（令和７年度実績）
第１節　と畜場法に基づく検査
１　年度別と畜検査頭数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
２　と畜場別と畜検査頭数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
３　と畜検査結果に基づく処分頭数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
４　産地別と畜検査頭数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
５　とさつ禁止又は廃棄した原因・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
６　産地別・病類別処分頭数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
７　畜種別病類表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
８　と畜場法に基づく精密検査頭数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
９　牛海綿状脳症（ＢＳＥ）検査頭数・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
10　めん羊・山羊の伝達性海綿状脳症（ＴＳＥ）検査頭数・・・・・・・44
11　外部検証（微生物試験実施状況）・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
第２節　食品衛生法等に基づく監視と検査
１　搬入枝肉監視状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
２　食品及び食品取扱施設の検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
３　監視件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
４　一斉監視事業(夏期及び歳末)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
第３節　調査研究及び基礎調査実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・48

第４章　調査研究の概要
１　第 36 回芝浦食肉衛生検査所調査研究発表会演題一覧 ・・・・・・51
２　過去３年間における芝浦食肉衛生検査所調査研究発表会演題一覧・52

付　　表
１　過去 10 年間における学会及び誌上発表一覧表 ・・・・・・・・・57
２　東京都と畜検査手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
３　と畜場別・使用料・解体料一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
４　と畜場の構造設備一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
５　芝浦食肉衛生検査所案内図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
６　施設配置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
７　検査所平面図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63

第１章　　総　　説

１　検査所の沿革

明治 4年 8月　「屠牛取締方」大蔵省達
明治 6年 1月　と畜検査開始
明治 6年12月　「東京府屠畜取締規則」（府達第142号）制定
明治 9年 2月　と畜検査業務東京府から警視庁に移譲
明治39年 7月　「屠場法」制定・警視庁第３部衛生課所管
昭和11年 6月　東京市立芝浦屠場使用許可（同年12月１日業務開始）
昭和17年11月　東京府内政部保健課獣医係移管
昭和21年 9月　東京都衛生局公衆衛生課獣医衛生係移管
昭和27年12月　都立芝浦屠場内に衛生局獣医衛生課所管のと場分室設置
昭和28年 8月　「屠場法」廃止、「と畜場法」制定
昭和32年 4月　と場分室を「東京都と畜衛生検査所」と改称（三級廨事業所）
昭和38年 7月　東京都食肉衛生検査所と改称、多摩地区の７と畜場及び三河島ミートプラントを所管
昭和38年 7月　多摩出張所設置、多摩地区の７と畜場を所管
12月　組織改正により機構を強化して二級廨事業所に昇格
昭和39年 8月　荒川出張所設置（三河島ミートプラント内）
昭和42年 4月　多摩出張所を多摩第一出張所と改称、多摩第二出張所設置(多摩食肉株式会社敷地内)
昭和42年 9月　「食肉検査を通じて食品衛生と環境衛生の向上に寄与した」ことにより第19回保健文化賞を受賞
昭和44年 3月　多摩第一及び第二出張所を廃止
4月　組織改正により東京都芝浦食肉衛生検査所と改称（芝浦屠場、三河島ミートプラント、三原、新島本村、三宅村立、大三、坂上の各と畜場を所管）
東京都多摩食肉衛生検査所新設（二級廨事業所）（多摩食肉、三鷹、福生、八王子、東村山、狛江、原町田の各と畜場を所管）
12月　組織改正により検査課の検査第一、検査第二、精密検査の３係を廃止し主査制を導入
昭和45年 9月　小笠原村立父島と畜場（簡易と畜場）設置、と畜検査員を配置
昭和47年11月　八丈島、大三と場廃止
昭和48年 4月　芝浦食肉衛生検査所、中央卸売市場食肉市場総合ビル５階に移転
昭和50年 4月　新島にと畜検査員を配置
10月　八丈島、坂上と場廃止、八丈町と畜場新設
昭和51年 6月　神津島村と畜場（簡易と畜場）新設、と畜検査員を配置
昭和54年 4月　小笠原村、父島と畜場を一般と畜場に改設
昭和56年10月　食肉市場分場内に検査室設置
昭和60年 3月　芝浦屠場大動物棟完成により、大動物検査２ライン体制に移行
昭和63年 3月　芝浦屠場小動物棟（第１期工事）完成により、小動物検査３ライン体制に移行

平成 2年 6月　芝浦屠場大動物棟けい留所増設により、生体検査体制の確立
平成 5年 3月　荒川出張所廃止
食肉市場分場内の検査室廃止
6月　神津島村と畜場廃止
平成 8年12月　腸管出血性大腸菌Ｏ１５７による集団食中毒の多発により、と畜場法施行規則改正
平成 9年 7月　立川食肉株式会社廃止
8月　多摩食肉衛生検査所廃止、八王子出張所は芝浦食肉衛生検査所八王子支所（三級事業所）に組織改正
平成12年 1月　芝浦屠場大動物棟でフックラインコンベア対応検査に移行
3月　小笠原村立父島と畜場廃止
平成13年 6月　三河島ミートプラント廃止
10月　牛海綿状脳症（ＢＳＥ）スクリーニング検査開始
平成14年 1月　八王子支所ＢＳＥ検査室完成
2月　芝浦食肉衛生検査所、食肉市場センタービル９階へ移転
平成15年 3月　中央卸売市場食肉市場分場廃止
5月　と畜場法の改正によりと畜場において排除すべき疾病数が49から98に変更
10月　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が改正され、動物由来感染症である新興感染症を整理
平成16年 2月　病畜と室改修工事終了（特別と室廃止、保留冷蔵庫完成）により、大・小動物別病畜検査体制へ移行
平成17年 4月　組織改正により、食肉検査係を廃止し、大動物検査係、小動物検査係及び特定疾病検査係設置
大動物Ｃライン稼動により、牛の一日最大と畜数が450頭に増頭
8月　牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部改正（ＢＳＥ検査の対象月齢が21か月齢以上となる）
平成18年 3月　大島町立大島町と畜場廃止
5月　食品衛生法の改正による食品に残留する農薬等に関する制度（ポジティブリスト制度）施行により、残留抗菌性物質等に対する高度分析機器の充実を図る
平成19年 4月　八王子支所廃止（平成19年４月１日の八王子市の保健所設置市への移行に伴い、八王子市食肉衛生検査所となる。職員は都からの派遣）
平成21年 4月　食肉衛生検査システム稼動開始
と畜場法施行規則の一部改正（ピッシングの禁止）
11月　三宅島畜産物処理加工場廃止
平成23年10月　生食用食肉（牛肉）の規格基準設定
12月　中央卸売市場食肉市場、食肉業界と三者協働で芝浦屠場でと畜した牛の肉の放射性物質の全頭検査を開始

平成24年 3月　八王子市食肉衛生検査所廃止

7月　牛肝臓の規格基準設定

平成25年 2月　食品、添加物等の規格基準の一部改正（食品への使用が禁止されていた牛の脊柱のうち30か月齢以下の牛由来の脊柱を除外、脊柱の範囲見直し）

4月　と畜場法施行規則の一部改正（ＳＲＭのうち30か月齢以下の牛にかかる頭部（扁桃を除く）及び脊髄を除外）

牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部改正（ＢＳＥ検査対象月齢が30か月齢超に変更）

7月　牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部改正（ＢＳＥ検査対象月齢が48か月齢超に変更）

牛海綿状脳症（ＢＳＥ）スクリーニング検査の全頭検査中止

平成26年 4月　牛海綿状脳症（ＢＳＥ）スクリーニング検査の全頭検査中止に伴う組織改編により、特定疾病検査係を廃止し、精密検査係に統合

と畜場法施行規則の一部改正（と畜業者等の講ずべき衛生措置の基準に、従来の基準に加え、新たにＨＡＣＣＰを用いて衛生管理を行う場合の基準を規定、施行は平成27年4月）

平成27年 4月　食品表示法の施行

東京都食品衛生法施行条例の一部改正（公衆衛生上講ずべき措置の基準等の改正）

6月　食品、添加物等の規格基準の一部改正（豚肉等の規格基準設定）

平成28年 4月　組織改正に伴い係制の廃止

6月　伝達性海綿状脳症検査実施要領の改正（めん羊及び山羊のスクリーニング検査対象が12か月齢以上から獣畜の月齢に関わらずＴＳＥを疑う臨床症状を呈するめん羊及び山羊に変更）

と畜場法施行規則の一部改正（ＳＲＭのうちめん羊及び山羊の扁桃、小腸のうち空腸、12か月齢以上のめん羊及び山羊の頭部（皮）及び胎盤を除外）

平成29年 4月　牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部改正（スクリーニング検査対象が48か月齢以上から獣畜の月齢に関わらずＢＳＥを疑う臨床症状を呈する牛に変更）

平成30年 6月　食品衛生法等の一部改正(と畜場法の一部改正)

令和元年 6月　新島と畜場廃止

令和 2年 3月　中央卸売市場食肉市場、食肉業界と三者協働で芝浦屠場でと畜した牛の肉の放射性物質の全頭検査を終了

令和 2年 4月　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行

令和 3年 6月　食品衛生法等の一部改正の完全施行に伴うＨＡＣＣＰに沿った衛生管理の制度化

令和 6年 4月　伝達性海綿状脳症検査実施要領の改正（牛のスクリーニング検査対象が24か月齢以上から獣畜の月齢に関わらずＢＳＥを疑う臨床症状を呈する牛に変更）

２　概 要

当所は、安全で衛生的な食肉を都民に提供するため、「と畜場法」に基づき食用にする牛、豚等の検査を行い、都外から搬入された枝肉等についても「食品衛生法」に基づく監視、指導及び検査を実施している。また、それぞれの法令に基づき、施設、食肉の衛生的な取扱い等の監視指導を行っている。

東京都中央卸売市場食肉市場内にある東京都立芝浦屠場及び市場内各施設のほか、八丈町にあると畜場施設を所管している。

東京都中央卸売市場食肉市場内に検査施設を設置し、以下の業務を行っている。また、島しょ地区にあっては、島しょ保健所の兼務と畜検査員が検査を行っている。

（１）と畜検査

と畜場法に基づき、牛、馬、豚、めん羊、山羊が食用に適するか否かを１頭毎に、生体から解体工程に応じた各段階で、と畜検査員（獣医師）による検査を実施

（２）精密検査

①　と畜検査において疾病の確定診断をするにあたり精密検査が必要な場合、生物学的・微生物学的・病理学的・理化学的・分子生物学的検査を実施

②　食肉の抗菌性物質等の残留物質及び微生物汚染状況等について「食品衛生法」に基づく検査を実施

（３）伝達性海綿状脳症（ＴＳＥ）検査

平成13年10月18日以降、と畜処理される全ての牛に、牛海綿状脳症（ＢＳＥ）スクリーニング検査を実施

平成17年10月１日以降、生後12か月齢以上のめん羊・山羊のＴＳＥスクリーニング検査を実施

平成28年６月１日以降、月齢に関わらず伝達性海面状脳症の臨床症状を呈するめん羊・山羊を対象としてＴＳＥスクリーニング検査を実施

平成29年４月１日以降、と畜場における健康牛のＢＳＥ検査を廃止

ただし、24か月齢以上の牛のうち、生体検査において神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈するものについては引き続きＢＳＥ検査を実施

令和６年４月１日以降、月齢に関わらず生体検査において行動異常又は神経症状を呈する牛を対象としてＢＳＥ検査を実施

（４）外部検証

と畜場法に基づき、と畜場における一般衛生管理及びＨＡＣＣＰに基づく衛生管理が適切に実施されていることを検証し、検証結果に基づく措置を実施

（５）搬入枝肉の監視

食品衛生法に基づく監視指導を実施

（６）食肉処理施設等の監視指導

食肉市場内の取引室、冷蔵庫、と畜場施設、食肉処理施設等に対する施設、取扱い等に関する監視指導を実施

各施設従事者への衛生教育、衛生講習会等を実施

（7）食肉の輸出に関わる事務

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく輸出適合施設の認定に関する相談、及び食肉衛生証明書の発行を実施

（8）食肉衛生知識の普及啓発

消費者を対象に食肉についての正しい知識と理解を深めるために、リーフレット等による普及啓発活動を実施

（9）調査研究

と畜検査対象疾病及び食肉衛生等に関する先行的調査研究を実施

３　根拠法令及び関係法令　　（令和８年４月１日現在）

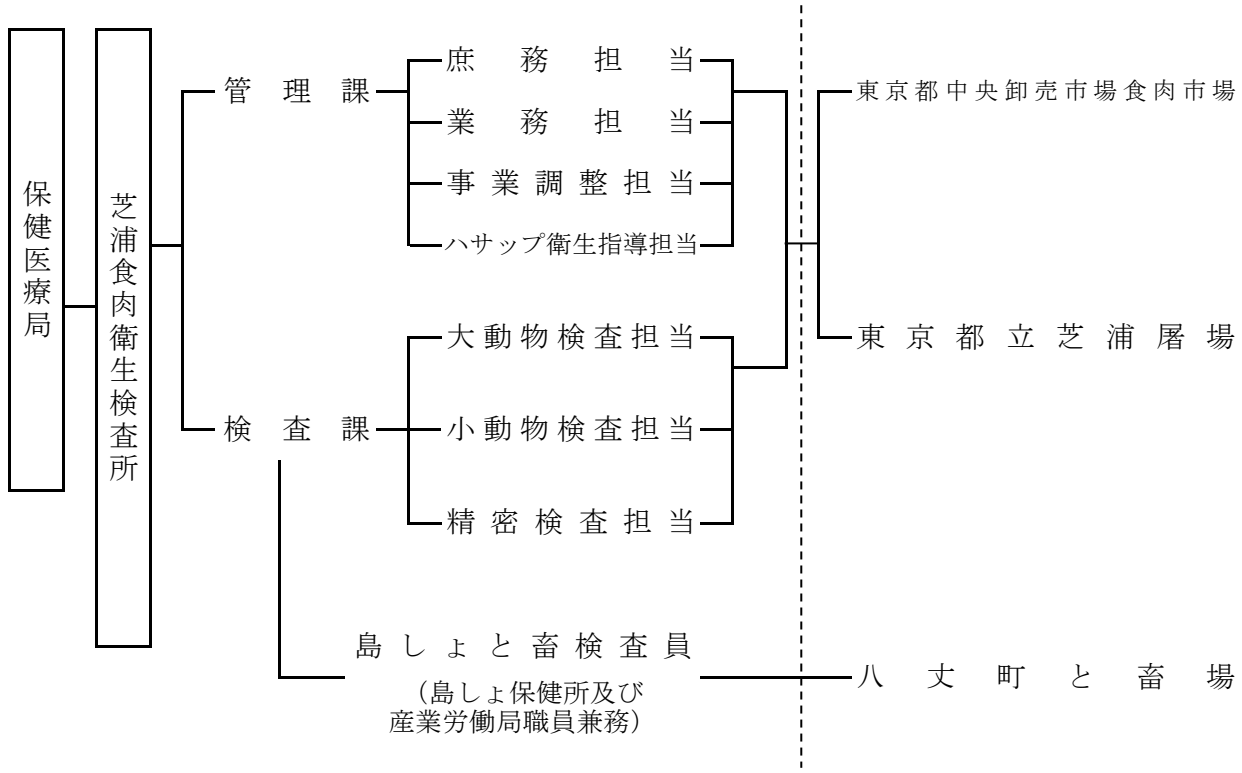
（１）根　拠　法　令　等

と畜場法	（ 昭和28年 8月 1日　法律第114号 ）
と畜場法施行令	（ 昭和28年 8月25日　政令第216号 ）
と畜場法施行規則	（ 昭和28年 9月28日　厚生省令第44号）
と畜場法施行条例	（ 平成15年 3月14日　都条例第55号 ）
と畜場法施行細則	（ 昭和29年 2月23日　都規則第22号 ）
食品衛生法	（ 昭和22年12月24日　法律第233号 ）
食品衛生法施行条例	（ 平成12年 3月31日　条例第 40号 ）
食品表示法	（ 平成25年 6月28日　法律第 70号 ）
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	（ 平成 2年 6月29日　法律第 70号 ）
東京都食品安全条例	（ 平成16年 3月31日　条例第 67号 ）
動物質原料の運搬等に関する条例	（ 昭和33年 1月11日　条例第 3号 ）
農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律	（ 令和元年11月27日　法律第 57号 ）

（２）関　係　法　令　等

食品安全基本法	（ 平成15年 5月23日　法律第 48号 ）
牛海綿状脳症対策特別措置法	（ 平成14年 6月14日　法律第 70号 ）
家畜伝染病予防法	（ 昭和26年 5月31日　法律第166号 ）
化製場等に関する法律	（ 昭和23年 7月12日　法律第140号 ）
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	（ 昭和28年 4月12日　法律第 35号 ）
牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法	（ 平成15年 6月11日　法律第 72号 ）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	（ 昭和35年 8月10日　法律第145号 ）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	（ 昭和45年12月25日　法律第137号 ）
水質汚濁防止法	（ 昭和45年12月25日　法律第138号 ）
悪臭防止法	（ 昭和46年 6月 1日　法律第 91号 ）
卸売市場法	（ 昭和46年 4月 3日　法律第 35号 ）
毒物及び劇物取締法	（ 昭和25年12月28日　法律第303号 ）
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	（ 平成10年10月 2日　法律第114号 ）
東京都中央卸売市場条例	（ 昭和46年12月 1日　条例第144号 ）
東京都立芝浦屠場条例	（ 昭和39年 3月31日　条例第 85号 ）
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	（ 平成12年12月22日　条例第215号 ）
化製場等の構造設備の基準等に関する条例	（ 昭和59年 7月20日　条例第 85号 ）
動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令	（ 平成25年 5月30日　農林水産省令第44号）
動物の愛護及び管理に関する法律	（ 昭和48年10月 1日　法律第105号 ）

4 検査所の組織構成　（令和８年４月１日現在）



5 検査所の構成人員　（令和８年４月１日現在・現員）

区分 / 組織		管理職	事務	と畜検査員等*	獣医衛生補佐員	会計年度任用職員	計
合計(島しょ含む)		3	4	４７	１５	6	７５
芝浦合計		3	4	３９	１５	6	６７
所長		1	—	—	—	—	1
管理課	課長	1	—	—	—	—	1
	庶務担当	—	4	—	—	—	4
	業務担当	—	—	3	—	2	5
	事業調整担当	—	—	1	—	—	1
	ハサップ衛生指導担当	—	—	1	—	—	1
検査課	課長	1	—	—	—	—	1
	大動物検査担当	—	—	１７	9	—	２６
	小動物検査担当	—	—	１１	6	—	１７
	精密検査担当	—	—	6*	—	4	１０
島しょ兼務と畜検査員		—	—	8	—	—	8

*薬剤師1名含

６　東京都食肉衛生検査所処務規程

（昭和32年４月15日東京都訓令甲第112号）

最終改正 令和５年　訓令第22号

（掌理事項）

第１条　東京都食肉衛生検査所（以下「所」という。）は、東京都内の各と畜場及び食肉市場（以下「施設」という。）における次の事務をつかさどる。

（１）と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づくと畜検査及び調査に関すること。

（２）食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく監視、指導及び検査等に関すること。

（３）食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成２年法律第70号）に基づく食鳥検査及び調査に関すること。

（４）動物質原料の運搬等に関する条例（昭和33年東京都条例第3号）に基づく報告、検査及び質問に関すること。

（５）東京都食品安全条例（平成16年東京都条例第67号）に基づく報告の要求、調査及び物件の提出の要求に関すること。

（６）食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく立入検査等に関すること。

（７）米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）に基づく立入検査等に関すること（他の局に属するものを除く。）。

（８）農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）に基づく輸出証明書の発行等に関すること。

（９）前各号に掲げるもののほか、施設内の衛生に関すること。

（分課）

第２条　所に次の課を置く。

管理課

検査課

（分掌事務）

第３条　各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

（１）所所属職員の人事及び給与に関すること。

（２）所の公文書類の収受、配布、発送、編集及び保存に関すること。

（３）所の予算、決算及び会計に関すること。

（４）と畜場及び食肉市場の関連業者等の衛生教育に関すること。

（５）動物質原料の運搬等に係る報告、検査及び質問に関すること。

（６）施設の衛生指導取締りに関すること。

（７）所内他課に属しないこと。

検査課

（１）と畜及び移入肉等の検査及び措置に関すること。

（２）獣畜に係る緊急措置に関すること。

（３）と畜及び移入肉等の精密検査に関すること。

（４）食鳥の検査及び精密検査に関すること。

（職）

第４条　所に所長を、課に課長を置く。

２　保健医療局長（以下「局長」という。）は、知事の承認を得て、課に課長代理を置く。

３　前２項に定めるもののほか、必要な職を置く。

（職員の資格及び任免）

第５条　所長は、参事のうちから、知事が命ずる。

２　課長は、副参事のうちから、知事が命ずる。

３　課長代理は、主事のうちから、局長が命ずる。

４　前３項以外の職員は、保健医療局所属職員のうちから、局長が配属する。

（職員の職責）

第６条　所長は、局長（担当局長を置く場合にあっては、担当局長。次条第５号及び第９条において同じ。）の命を受け、所の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

２　課長は、所長の命を受け、課の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

３　課長代理は、課長の命を受け、担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもって課長に報告するものとする。

４　前３項に定めるもの以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

（所長の決定対象事案）

第７条　所長が決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

（１）課長の出張、休暇及び職務に専念する義務の免除に関すること。

（２）予定価格が400万円以上800万円未満の請負又は委託により行う工事、修繕、通信又は運搬に係る役務の提供に関すること。

（３）予定価格が150万円以上300万円未満の物件の買入れ、売払い、貸付け又は借入れに関すること。

（４）検査機器の借入れに関すること。

（５）40万円以上100万円未満の補助金、分担金及び負担金（法令によりその交付が義務付けられているもの及び局長が所長の決定によることが適当であると認めたものにあっては、100万円以上のものを含む。）の交付並びに寄附金の贈与に関すること。

（６）と畜場法第16条の規定に基づくとさつ解体の禁止等の措置に関すること。

（７）食品衛生法第６条に違反した場合の同法第59条第１項に基づく廃棄又は処置に関すること。

（８）食品表示法第６条第８項の規定に基づく措置又は業務停止に関すること。

（９）重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関すること。

（10）重要な告示、公告、公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること。

（課長の決定対象事案）

第８条　課長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

（１）課長が指揮監督する職員の事務分掌、出張、休暇、超過勤務、休日勤務、週休日の変更及び職

務に専念する義務の免除に関すること（課長代理の権限に属するものを除く。）。

（２）予定価格が400万円未満の請負又は委託により行う工事、修繕、通信又は運搬に係る役務の提供に関すること。

（３）予定価格が150万円未満の物件の買入れ、売払い、貸付け又は借入れに関すること。

（４）40万円未満の補助金、分担金及び負担金の交付並びに寄附金の贈与に関すること。

（５）報告、答申、進達及び副申に関すること（重要な事項に関するものを除く。）。

（６）告示、公告、公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること。

（７）諸証明に関すること。

（８）文書の受理に関すること。

（課長代理の決定対象事案）

第８条の２　課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

（１）課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関すること。

（２）報告、答申、進達及び副申に関すること（簡易なものに限る。）。

（３）申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること（簡易なものに限る。）。

（４）諸証明に関すること（簡易なものに限る。）。

（５）文書の受理に関すること（簡易なものに限る。）。

（事業計画）

第９条　所長は、毎年３月末日までに、翌年度の年間事業計画を定め、局長の承認を受けなければならない。

（事業報告等）

第10条　所長は、毎月５日までに、次に掲げる事項について、局長(担当局長を置く場合にあっては、担当局長を含む。事項において同じ。)に報告しなければならない。

（１）前月分の職員の勤務状況

（２）前月分の事業の実績及び概要

２　前項の規定にかかわらず、所長は、重要又は異例に属する事項については、その都度局長に報告しなければならない。

（決定事案の細目）

第11条　局長は、第７条から第８条の２までの規定により所長、課長又は課長代理の決定の対象とされた事案の実施細目を定めなければならない。

（文書の発信者名）

第12条　発送文書は、他に定めのない限り、所長名を用いる。

（処務細則）

第13条　所長は、あらかじめ局長の承認を得て、所の処務細則を定めることができる。

（準用）

第14条　この規程に定めるものを除いては、東京都事案決定規程（昭和47年東京都訓令甲第10号）を準用する。

7　検査所の担当の分掌事務

（令和８年４月１日現在）

管理課

〔庶務関連業務〕

課長代理（庶務担当）

1　所所属職員の人事及び給与に関すること。

2　所の公文書類の収受、配布、発送、編集及び保存に関すること。

3　公印の管理に関すること。

4　所の予算、決算及び会計に関すること。

5　公有財産の管理運用に関すること。

6　所内の取締りに関すること。

7　所内他の課及び課長代理に属しないこと。

〔業務関連業務〕

課長代理（業務担当）

1　所関係の統計調査及び報告に関すること。

2　と畜場及びと畜作業の衛生指導取締りに関すること（課長代理（ハサップ衛生指導担当）に属するものを除く。）。

3　と畜場出入者及び運搬車の衛生指導取締りに関すること（課長代理（ハサップ衛生指導担当）に属するものを除く。）。

4　場内における食品の監視、指導取締りに関すること（課長代理（ハサップ衛生指導担当）に属するものを除く。）。

5　と畜場衛生の普及啓発及び教育に関すること（課長代理（ハサップ衛生指導担当）に属するものを除く。）。

6　動物質原料の運搬等に係る報告、検査及び質問に関すること。

7　その他と畜及びと畜衛生に関すること（他の課に属するものを除く。）。

課長代理（ハサップ衛生指導担当）

1　と畜場及び関係業者のハサップによる衛生管理の指導に関すること。

2　と畜場及びと畜作業の衛生指導取締りに関すること。

3　と畜場出入者及び運搬車の衛生指導取締りに関すること。

4　場内における食品の監視、指導取締りに関すること。

5　と畜場衛生の普及啓発及び教育に関すること。

検査課

〔大動物検査関連業務〕

課長代理（大動物検査総括担当）

1　大動物のと畜及び移入肉の検査等業務に係る計画及び調整に関すること。

2　大動物のと畜及び移入肉の検査、処分並びに措置に関すること（課長代理（大動物検査担当）に属するものを除く。）。

3　大動物のと畜検査に伴う獣畜の緊急措置に関すること（課長代理（大動物検査担当）に属するものを除く。）。

4　その他大動物のと畜等の検査業務及びと畜衛生に関すること（課長代理（大動物検査担当）に属するものを除く。）。

5　課内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（大動物検査担当）

1　大動物のと畜及び移入肉の検査、処分並びに措置に関すること。

2　大動物のと畜検査に伴う獣畜の緊急措置に関すること。

3　その他大動物のと畜等の検査業務及びと畜衛生に関すること。

〔小動物検査関連業務〕

課長代理（小動物検査総括担当）

1　小動物のと畜及び移入肉の検査等業務に係る計画及び調整に関すること。

2　小動物のと畜及び移入肉の検査、処分並びに措置に関すること（課長代理（小動物検査担当）に属するものを除く。）。

3　小動物のと畜検査に伴う獣畜の緊急措置に関すること（課長代理（小動物検査担当）に属するものを除く。）。

4　その他小動物のと畜等の検査業務及びと畜衛生に関すること（課長代理（小動物検査担当）に属するものを除く。）。

課長代理（小動物検査担当）

1　小動物のと畜及び移入肉の検査、処分並びに措置に関すること。

2　小動物のと畜検査に伴う獣畜の緊急措置に関すること。

3　その他小動物のと畜等の検査業務及びと畜衛生に関すること。

〔精密検査関連業務〕

課長代理（精密検査総括担当）

1　と畜及び移入肉等の精密検査業務に係る計画及び調整に関すること。

2　と畜及び移入肉等の精密検査に関すること（課長代理（精密検査担当）に属するものを除く。）。

3　と畜獣畜の牛海綿状脳症の検査等業務に関わる計画及び調整に関すること。

4　と畜獣畜の牛海綿状脳症の検査等業務（スクリーニング検査については病畜等に限る。）に関すること。

課長代理（精密検査担当）

1　と畜及び移入肉等の精密検査に関すること。

８　令和８年度事業予算及び事業実施計画

（１）　令和８年度事業予算

（単位：円）

区分	科　　目		令和８年度予算額
歳入	計		171,629,000
	衛生手数料		171,024,000
		証明閲覧	276,000
		食品衛生（と畜検査手数料）	170,748,000
	国庫支出金		605,000
	諸収入		0
歳出	計		242,570,000
	食肉衛生検査		147,848,000
	建物維持管理		94,722,000

（２）　月別事業計画

（令和８年４月１日現在）

事	項	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備　考
と畜場法に基づく検査	と畜検査	←											→	と畜場法第14条
	精密検査 TSEｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ検査	←											→	と畜場法第14条
	HACCP外部検証	←											→	と畜場法 第６条、第９条
食品衛生法に基づく検査	抗菌性物質等検査	←											→	食品衛生法第28条
	残留農薬検査	←											→	食品衛生法第28条
	腸管出血性大腸菌検査（0157等）	←											→	食品衛生法第28条
	HACCP外部検証	←											→	食品衛生法第51条
	その他の検査	←					水質、食中毒起因菌等の検査						→	食品衛生法第28条
衛生監視指導 （と畜場法） （食品衛生法） （化製場等に関する法律） （動物質原料の運搬等に関する条例） （農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律） （食品表示法）				← 夏期対策 →			食肉市場まつり監視			歳末対策				と畜場法第14条、15条 食品衛生法第51条 化製場等に関する法律第６条 動物質原料の運搬等に関する条例第18条 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第15条 食品表示法第８条
		←					ＨＡＣＣＰに関わる衛生指導・外部検証						→	
		←					搬入肉、許可施設、運搬車両等						→	
		←					輸出食肉の食肉衛生証明書発行に関わる検品等						→	
		←					表示検査・指導						→	
その他	場内業者衛生教育	←					衛生講習会等						→	所処務規程
	消費者等普及啓発	←					施設見学、相談受付等随時						→	所処務規程
	生産者及び出荷者への情報提供	←					疾病動向、抗菌性物質情報等						→	情報のフィードバック
	食肉検査証明	←											→	対象：肉、原皮、内臓等
	調査研究	←											→	検査技術の向上
	職員研修	新任研修 ←					実務研修						→	職員の資質向上
		←					食品衛生研修・と畜検査研修等随時						→	
	職員の健康管理			←	→									職務と関連のある特異な疾病対策
							トキソプラズマ抗体調査、破傷風予防接種 健康診断（検診・検便）等							

（3）令和8年度事業計画の内容

事業名		目的	内容	期間		備考
DX推進	検査所事業のDX	タブレット端末やクラウドサービス等を活用することで、事業の効果的、効率的運用及びペーパーレス化を図る。	HACCP外部検証におけるシステムの運用と改修	通年	継続	
			食品等事業者施設の監視におけるシステムの運用と改修	通年	継続	
			普及啓発や人材育成における活用	通年	継続	
HACCP推進	施設・作業の改善指導	と畜場及び市場内食品等事業者に対してHACCP外部検証を実施し、検証結果に基づく改善措置等を通して、衛生管理の向上及び食肉の安全確保を図る。	HACCPに係る衛生指導・助言	通年	継続	
			施設改修における改善指導	通年	継続	
			と畜場及び食品等事業者における外部検証の結果に基づく効果的な改善指導	通年	継続	
	衛生管理状況の確認		HACCPを要件とした食肉輸出適合施設認定に向けた指導・助言	通年	継続	
			大動物Cライン改修工事等における構造設備、衛生管理に関する指導・助言	通年	継続	
疾病の排除	検査マニュアルの検証・整備	と畜検査における検査精度、疾病診断技術の維持向上と人材育成を図る。	検査マニュアルの内容検証及び改訂、電子版カラーアトラスの増補	通年	継続	TSE検査業務管理要領を含む
			疾病の鑑別診断技術（精密検査等）に係る技術の承継	通年	継続	
			疾病診断に関する情報収集・検査技術・体制の整備（構築）	通年	継続	
	人獣共通感染症対策	人獣共通感染症に対する検査を充実し、食肉の安全を図る。	人獣共通感染症に関する情報収集・検査技術修得及び検査の実施	通年	継続	
	調査研究	調査研究を通してと畜検査技術の向上及び的確な検査の実施等を図る。	家畜の微生物による疾患における原因の検出状況、薬剤感受性の調査及び文献の収集	通年	継続	
			病理学的診断及び技術向上の症例検討	通年	継続	
			と畜検査及び食肉衛生管理等に関する調査研究の実施	通年	継続	

事業名		目的	内容	期間		備考
残留物質対策	妥当性評価	食品衛生法に基づく残留動物用医薬品等の検査法の妥当性評価等を行う。	妥当性評価計画の着実な実施	通年	継続	
	残留抗菌性物質検査等の拡充	と畜場に搬入される獣畜を対象に残留動物用医薬品等の検査を実施し、食肉の安全を図る。	高度機器分析に対応した検査技術の確立	通年	継続	技術の習得及び精度管理
			効果・効率的なモニタリング検査の実施	通年	継続	
危機管理対策	危機管理体制の強化	危機発生時の対応を検討し、体制の強化を図る。	家畜伝染病発生時模擬訓練の実施	通年	継続	
			TSEｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ検査陽性時の対応マニュアルに基づく研修の実施	通年	継続	TSEリスク汚染防除を含む
			家畜伝染病の新たな診断技術に関する情報収集、検査法の導入、実施	通年	継続	
			家畜伝染病対策マニュアルの検討、改訂	通年	継続	
			局との連携による災害発生時における食品安全確保の推進	通年	継続	
食肉衛生検査システム	食肉衛生検査システムの活用	食肉衛生検査システムを活用した検査業務の効率化と検査データ等のフィードバックによる食肉の安全向上を図る。	食肉衛生検査システムを用いた情報伝達訓練等危機管理への応用	通年	継続	
			食肉衛生検査システムを活用したフィードバックの実施、内容充実	通年	継続	
輸出事務	円滑な輸出事務の実施	急増する食肉輸出において、と畜検査証明及び衛生証明書発行に係る事務の効率化を図る。	輸出優良事業者拡大に向けた指導強化	通年	継続	
			輸出証明書発行事務バックオフィス業務改善のシステム開発	通年	新規	
		新たな輸出認定取得に向け、関係業界との連携を図る。	輸出取扱要綱に沿った相談、助言指導	通年	新規	
その他	人材育成	検査・研究機関等と連携等を行い、技術の向上等を図る。	検査・研究機関（獣医系大学含む）等との連携の充実	通年	継続	
	普及啓発	各種媒体等を活用し、都民、行政専門職および関係業界等への食肉衛生知識の普及啓発を図る。	事業者対象衛生講習会の実施	20回/年	継続	
			検査所だよりの発行	3回/年	継続	
			事業者、消費者等からの食肉等に関する相談受付	通年	継続	
			ホームページの内容充実・点検・更新	1回/月	継続	
		食品等取扱事業者の自主的衛生管理の強化を図る。	HACCPに関する相談受付、助言指導	通年	継続	

９　令和７年度事業予算及び決算

（単位：円）

区分	科　　目	令和７年度予算額	令和７年度決算額
歳入	計	168,732,000	177,288,380
	衛生手数料	168,127,000	176,628,380
	証明閲覧	276,000	345,600
	食品衛生（と畜検査手数料）	167,851,000	176,282,780
	国庫支出金※	605,000	660,000
	諸収入	0	0
歳出	計	232,800,000	221,829,525
	食肉衛生検査	143,354,000	136,123,077
	建物維持管理	89,446,000	85,706,448

※　牛海綿状脳症（ＢＳＥ）検査キット整備

１０　主な検査機器器具一覧

微　生　物　検　査

安全キャビネット
クリーンベンチ
ドラフトチャンバー
UVロッカー
超低温フリーザー（-80℃）
薬用保冷庫、防爆冷蔵庫
冷凍庫（-40℃）
オートクレーブ
乾熱滅菌器
送風定温乾燥器
毒劇物耐震ラック
クリーン恒温恒湿飼育装置
冷却遠心分離機
卓上遠心機
蒸留純水製造装置
デシケーター
恒温振とう培養器
プログラムふ卵器
炭酸ガス培養器
恒温水槽
細胞破砕機
自動核酸抽出器
リアルタイムPCRシステム
DNAサーマルサイクラー
電気泳動装置
UVトランスイルミネーター
分光光度計
電子天秤
エアーサンプラー
生物顕微鏡
位相差顕微鏡
実体顕微鏡
顕微鏡カラーテレビモニター装置
顕微鏡用デジタルカメラ
倒立型蛍光顕微鏡
マグネチックスターラー
マイクロプレート振とう器
マイクロプレートリーダー
ストマッカー
ヒートブロック
電動分注器
pHメーター
温度データロガー
非常用小型蓄電池
高感度ゲル撮影装置

病　理　検　査

解剖台
ドラフトチャンバー
ふ卵器
恒温水槽
薬用保冷庫、薬用保管庫
毒劇物耐震ラック
医用写真撮影装置
顕微鏡用デジタルカメラ
デジタルカメラ
生物顕微鏡
システム生物顕微鏡
蛍光顕微鏡
振とう装置
組織固定振とう器
自動固定包埋装置
パラフィンブロック作製装置
滑走式ミクロトーム
半自動回転式ミクロトーム
クリオスタットミクロトーム
凍結ブロック作製装置
標本ブロック加湿器
パラフィン伸展器
パラフィン伸展バス
有害ガス除去装置

伝達性海綿状脳症検査

安全キャビネット
電子天秤
細胞破砕機
バイオクリーン仕様高速冷却遠心機
冷凍冷蔵庫
オートクレーブ
ヒーター式インキュベーター
マイクロプレートリーダー
マイクロプレートウオッシャー
ヒートブロック
分注器
温度データロガー

理　化　学　検　査

ドラフトチャンバー
高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置
ガスクロマトグラフ質量分析装置
ゲル浸透クロマトグラフ
防爆冷凍冷蔵庫
送風定温乾燥器
低温器具乾燥器
超音波洗浄器
超音波ピペット洗浄器
毒劇物耐震ラック
冷却遠心分離機
蒸留純水製造装置
デシケーター
血液生化学自動分析システム
自動血球計数装置
電子天秤
自記温度計
ホモジナイザー
ストマッカー
振とう器
ロータリーエバポレーター
クーリングアスピレーター
有機溶媒回収装置
ヒートブロック
電気マッフル炉
マグネチックスターラー
窒素発生装置
分注器

第２章　　事 業 の 概 要

第１節　検　査　事　業

１　都内のと畜検査

（１）検査頭数及び畜種別検査頭数

当所は、令和７年度末現在、区部１か所及び島しょ地区１か所のと畜場を所管しており、令和７年度の総検査頭数は、309,845頭であった。

畜種別にみると、牛（１歳未満のこ牛は除く。）は、検査頭数90,147頭であり、肉用種（和牛及び交雑種、以下同じ。）89,796頭、乳用種351頭であった。また、豚の検査頭数は、219,698頭であり、こ牛、馬、山羊及びめん羊のと畜実績はなかった。

（２）検査結果に基づく処分頭数

全部廃棄、一部廃棄等の処分を行ったものは216,298頭で、検査頭数の69.8％（前年度66.3％）であった。

内訳は、「とさつ禁止」処分３頭（豚３頭）、「全部廃棄」処分398頭（牛58頭、豚340頭）、「一部廃棄」処分215,897頭（牛60,115頭、豚155,782頭）であった。

２　と畜場別のと畜検査

（１）芝浦屠場

芝浦屠場における総検査頭数は309,845頭であり、１日当たりの平均検査頭数は、1,269頭（開場日数は244日）であった。

畜種別内訳は、牛90,147頭（１日当たりの平均と畜頭数は369.45頭）、豚219,698頭（１日当たりの平均検査頭数900.4頭）であった。こ牛、馬、めん羊及び山羊の実績はなかった。なお、牛の種別は肉用種89,796頭（構成比99.6％）、乳用種351頭（構成比0.4％）であった。

（２）島しょ地区のと畜場

島しょ地区には、八丈町の１か所にと畜場が設置されている。と畜場では、島しょ保健所職員が、当所の兼務職員としてと畜検査に従事している（その他に、産業労働局職員２名にも兼務発令している。）。

島しょ地区の検査実績はなかった。

３　精密検査

（１）と畜検査に伴う精密検査

生体検査や解体後検査等において人獣共通感染症、全身性疾患等が疑われたものについては、微生物学的・病理学的・理化学的・分子生物学的及び生物学的手法による精密検査を行い、生体所見、内臓の肉眼所見と合わせて疾病等の判定を行っている。

令和７年度は899頭について検査を実施し、牛伝染性リンパ腫、豚丹毒、敗血症、尿毒症、黄疸等の疾病判定を行った。

（２）食品及び食品取扱施設に係る検査

①　と畜検査に伴う残留抗菌性物質検査

と畜検査において抗菌性物質の使用が疑われた場合は、と畜検査と平行してその残留の有無について検査を実施している。

令和７年度は、86頭（牛15頭、豚71頭）について抗菌性物質の残留検査を実施したが、基準値を超える残留抗菌性物質の検出はなかった。

②　健康畜等の残留有害物質検査

厚生労働省通知及び東京都食品衛生監視指導計画に基づき、残留有害物質のモニタリング検査を実施している。

令和７年度は、牛313頭、豚228頭を検査し、基準値を超える残留抗菌性物質を検出したものはなかった。

③　食肉処理業等の細菌検査

食肉市場内にある仲卸業者及び内臓肉取扱業者の食肉加工施設並びに飲食店の拭き取り検査を、夏期及び歳末一斉監視事業実施分を含めて90施設について実施した。検査は、一般細菌数、大腸菌群数等について行った。

（３）調査研究及び基礎調査

最新の情報と技術に立脚した効率的で精度の高いと畜検査を実施するため、調査研究を継続して行っている。

令和７年度は、デジタル機器を活用した業務効率化の検討、より信頼性の高い診断基準を確立するための検討及び牛伝染性リンパ腫の疫学解析、牛輸送時の車両構造及び取扱方法に関する実態調査牛等を実施した。

４　伝達性海綿状脳症検査

伝達性海綿状脳症検査実施要領に基づき、牛、めん羊及び山羊のスクリーニング検査を実施している。

令和７年度は、牛３頭（芝浦３頭）について検査を実施した。検査の結果、陽性のものはなかった。なお、めん羊及び山羊の検査はなかった。

５　外部検証（微生物試験）

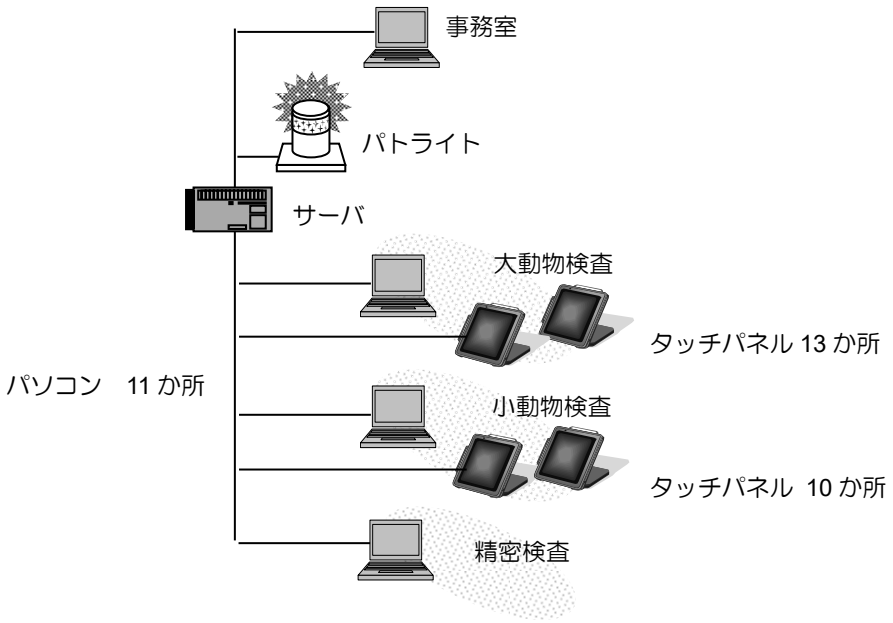
と畜場の設置者等による衛生管理の実施状況の効果を客観的に評価するため、衛生指標菌を対象として微生物試験を実施した。また、その結果に基づく指導・助言等を実施した。

令和７年度は、牛194頭、豚138頭について、検査を実施した。

６　食肉衛生検査システム

当所では、危機管理体制の充実及び迅速かつ効果的なフィードバックを行うため、食肉衛生検査システムを開発し、導入した。開発にあたり、検査情報フィードバックシステム技術審査委員会を設け、仕様や業者選定のための技術評価等の審議を行った。

平成21年３月からシステムの試行を行い、４月から本格稼動した。



システム概要図

第２節　衛　生　指　導

１　搬入枝肉の監視指導

食肉市場には、芝浦屠場以外のと畜場で処理された枝肉が搬入され、せり売り等が行われている。

令和７年度の入荷総数は、48,813.5頭であった。内訳は、牛枝肉45,989.5頭、こ牛枝肉85.0頭、豚枝肉2,739.0頭であった。

当所においては、これらの枝肉について食品衛生法に基づく監視を行い、監視の結果、疾病や取扱い等の不備が認められた場合、関係者に対し注意指導等を行っている。

２　と畜場施設の監視指導

と畜場の管理者及びと畜業者等に対し、衛生管理計画等の妥当性及び遵守状況を確認し、その結果に応じて計画の見直し等について指導等を行っている。

３　牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策

全ての牛の個体管理を徹底し、ＢＳＥ検査が必要であると判断した牛について検査を実施している。検査対象となった牛の枝肉等については、検査結果が判明するまで、と畜場内で厳重に分離保管・管理するよう指導している。と畜処理にあたっては、特定部位による枝肉等の汚染がないように、適正な作業、器具・施設等の洗浄・消毒等について指導するとともに、特定部位が適切に除去・焼却されていることの確認を行っている。

また、平成25年７月から、ＢＳＥスクリーニング検査対象牛には専用の札を付けるとともに、病畜と室において、と畜することで分別管理を行っている。

４　市場施設の監視指導

食肉市場におけるせり場、冷蔵庫等において、施設内の温度管理、衛生管理、枝肉の取扱い等について監視指導を行っている。特に、せり場等における衛生的な枝肉の取扱いについて、入場者等に対して清潔な白衣等の着用、手洗い等の徹底を指導している。

５　食肉処理施設の監視指導

食肉市場内にある食品衛生法の許可施設である食肉処理業(仲卸業者・内臓肉取扱業者の食肉加工施設）に対し、ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理の定着に向けた監視指導を実施している。また、食品表示法に基づく表示についても監視指導を実施している。

６　食肉輸送車の監視指導

食肉市場に出入場する食肉輸送車に対し、車両の衛生管理や食肉の取扱い、温度管理等について監視指導を実施している。

７　原皮貯蔵施設の監視指導

原皮は、加工工場に搬出されるまでの間、場内２か所の施設において整形・撒塩され、一時保管されている。これらの原皮貯蔵施設についても、化製場等に関する法令に基づき施設の衛生保持や原皮の取扱い等について監視指導を実施している。

８　動物質原料運搬車及び運搬容器の監視指導

食肉市場から搬出される食用に供さない肉、皮、内臓、骨等は、化製場等へ動物質原料として運搬されるが、その際に発生する臭気、汚水等による危害を未然に防止するために、都条例に基づき運搬車及び運搬容器について衛生指導を実施している。

９　一斉監視事業等

特に衛生的取扱い等に注意が必要な「夏期（６月から８月）」及び、取扱量の多い「歳末（12月）」には、東京都における食品衛生一斉監視事業の一環として、全施設を対象にした集中的な衛生検査と監視指導を行い、食肉の安全確保に努めている。

また、毎秋に開催される「東京食肉市場まつり」に際しても、事前に出店者に対して衛生講習会を実施し、開催期間中は、店舗の衛生管理、食品の衛生的取扱い、適正表示等について、衛生監視を実施している。

10　衛生講習会

当市場内におけると畜作業・食肉処理等の従事者の衛生意識を高めるために、随時、衛生講習会を実施している。ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理について、令和7年度は15回、502人に対して講習を実施した。また、当市場を利用している市場外の食品等事業者等に対しても、食肉衛生について衛生講習会を行っている。

さらに、と畜場・市場設置者である東京都中央卸売市場と情報交換を密にし、自主管理の推進を支援している。

令和7年度に実施した主な講習会

衛生講習会等名	講習会内容	受講者数	実施時期
市場関係者対象衛生講習会	食肉等の衛生管理・と畜場における HACCP について	16	令和７年４月
市場内事業者対象衛生講習会	食肉等の衛生管理・輸出食肉について	26	令和７年７月
内臓処理業者対象衛生講習会	食肉等の衛生管理・食中毒予防について	58	令和７年８月
市場関係者対象衛生講習会	食肉等の衛生管理・HACCP について	117	令和７年10月
市場関係者対象衛生講習会	食肉等の衛生管理・HACCP について	232	令和７年11月
内臓処理業者対象衛生講習会	食肉等の衛生管理・食中毒予防について	53	令和８年２月

第３節　その他の事業

１　職員の健康管理と労働災害防止

食肉衛生検査に携わる職員は、人獣共通感染症等の病原体に感染する危険性が高い。その予防対策として職員に対し、前掛け、マスク、ゴム手袋等を支給して予防に万全を期すとともに、一般健康診断のほか感染機会のあるトキソプラズマ症の抗体価検査や破傷風の予防接種を実施している。さらに、食品取扱施設における食中毒防止のため、当所職員を対象に検便を実施している。

また、「芝浦食肉衛生検査所安全衛生委員会」を開催し、職場環境の改善、保護具の整備等を行い、職員の危険の回避に努めるとともに、産業医に積極的に相談する等、健康危害の防止に努めている。

２　職員研修

食肉衛生検査技術を維持向上させるためには、検査機器等の整備だけでなく検査員の資質向上を図る必要がある。そのため、職場内研修の充実のほか、職場外研修・講習会・学会への積極的な参加に努め、また、報告会を開催する等、情報の収集及び共有化に努めている。

（１）職場内研修

ア　新任・転入者研修（令和７年度）

月　日	内　　容	担　当　者
４月１日～３日	検査所事業概要説明、食肉市場内施設案内	業務担当 精密検査担当
４月16日	芝浦ＤＸ、家畜伝染病発生時対応	業務担当
４月25日	と場内事故防止対策及び事故発生時の対応	チーム改善
４月30日	と畜場法及び食品衛生法解説 食肉衛生検査システム及び管理規程	業務担当
５月８日	食肉市場における統一ルール と畜場ＨＡＣＣＰ	業務担当
５月９日	所運営、危機管理対応、食肉市場における人権の留意点及びコンプライアンス	管理課長

イ　主な実務研修（令和７年度）

月　日	内　　容	担　当
４月２日	検査技術（検体採取及び検体処理）	精密検査担当
４月３日	検査技術（遺伝子検査、病理検査）	精密検査担当
４月３日	検査技術（生化学検査）	精密検査担当
４月４日、他２日	バイオセーフティ講習会	精密検査担当
４月５日	検査技術（細菌検査）	精密検査担当
４月８日	検査技術（残留有害物質検査）	精密検査担当
４月９日	検査技術（HACCP 外部検証（微生物試験））	精密検査担当
４月 11 日	検査技術（寄生虫検査）	精密検査担当

5月 20 日	検査技術（BSE スクリーニング検査）	精密検査担当
5月 30 日	炭疽等発生時対応訓練（ミニ訓練）	小動物検査担当
5月 31 日	手書き病類表現場実地訓練 （システムダウン時の対応）	小動物検査担当
10 月 15 日～16 日 10 月 20 日～31 日 11 月 18 日～21 日	外部精度管理 （残留動物用医薬品検査、サルモネラ属菌、 大腸菌群検査）	精密検査担当
4月 22 日～25 日 2月 19 日～20 日	検査技術（炭疽検査）	精密検査担当ほか
6月 27 日	外部検証（信頼性確保部門責任者等研修会）	精密検査担当
4月 16 日～17 日 6月３日～４日 11 月４日～５日 12 月３日～５日 12 月 15 日～16 日	内部精度管理（理化学検査）	精密検査担当
9月 17 日～19 日	寄生虫のレジン封入標本作成研修	小動物検査担当
10 月 27 日～28 日	検査技術（精密検査）	精密検査担当ほか
1月 15 日	炭疽等発生時対応訓練 （緊急時システム対応実地訓練）	小動物検査担当
1月 17 日	炭疽発生時封鎖実地訓練	小動物検査担当
1月 29 日	手書き病類表現場実地訓練 （システムダウン時の対応）	大動物検査担当
1月 30 日	炭疽発生時対応訓練（実地封鎖・消毒訓練）	大動物検査担当
2月 20 日	養豚管理獣医師の業務及び豚熱発生時の 防疫対応について	大動物検査担当

（２）主な職場外研修等（令和７年度）

月　　日	研　　修　　名
5月 20 日	健康安全研究センター専門職共通新任研修
6月 16 日～７月 11 日	国立保健医療科学院食肉衛生検査研修
6月 19 日、他２日	健康安全研究センター獣医職研修（初級）
6月 30 日	健康安全研究センター第１回食品技術講習会
9月 30 日	健康安全研究センター第２回食品技術講習会
11 月 18 日	健康安全研究センター健康安全分野専門職研修「法令実務」
11 月 28 日	健康安全研究センター獣医職研修（中級）公開講座
11 月 19 日	健康安全研究センター第３回食品技術講習会
5月 12 日、他６日	外部研修（獣医組織学セミナー）
6月５日	外部研修（食品 GLP 講習会）
7月 25 日	外部研修（食品衛生精度管理セミナー）
5月 30 日 6月 17 日～18 日	外部研修（理化学検査機器操作説明会）
9月 26 日、他５日	外部研修（病理研修会）

３　家畜伝染病防疫対策

と畜場内で炭疽等の家畜伝染病が発生した場合の迅速な措置は、公衆衛生上及び家畜伝染病防疫上、極めて重要であることから、家畜伝染病予防法に基づく疾病を発見した場合は、速やかに東京都家畜保健衛生所に届出を行っている。

また、家畜伝染病防疫対策の一環として開催される関係部局との会議のほか、都家畜保健衛生所等の関係機関と定期的な情報交換を行い、と畜場内における家畜伝染病防疫体制の強化に努めている。

令和７年度　家畜伝染病予防法に基づく届出頭数

疾　　病	合　計	芝　浦	八　丈
牛伝染性リンパ腫	48	48	―
豚　　丹　　毒	16	16	―
合　　計	64	64	―

さらに、炭疽については「東京都芝浦食肉衛生検査所炭疽対策実施要領」を定め、同疾病発生時の防疫措置等について明確化するとともに、発生時対応訓練を実施している。平成28年度に「芝浦食肉衛生検査所炭疽対策現場対応指針」を策定した。

４　普及啓発

食肉衛生についての正しい知識と理解を深めるために、衛生教育と普及啓発活動の充実を図っている。

また、年間を通じて、各方面から実務研修、視察・見学等を受け入れている。

令和７年度　視察・見学・講習会等

所　　属	合　計		芝　浦		八　丈	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
関係行政機関	22	433	22	433	―	―
大学等教育機関	11	77	11	77	―	―
その他（消費者等）	27	1,168	27	1,168	―	―
合　　計	60	1,678	60	1,678	―	―

５　と畜検査証明

食肉、原皮等の畜産物の輸出及び国内における医薬品原料としての販売に当たっては、と畜検査証明が必要とされることから、当所においても証明申請がある都度、証明を行っている。

令和７年度のと畜検査証明書発行件数は、864件であった。

６　食肉衛生証明

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づき、輸出先国の政府機関が定める適合施設の認定要件を満たした施設において食肉を輸出することができる。

当所管轄の施設においては、令和７年度までに、マカオ向け14軒（牛肉）、タイ向け15軒（牛肉）、ベトナム向け16軒（牛肉及び内臓）及びミャンマー向け14軒（牛肉）が適合施設の認定を受けている。

当所は、食肉衛生証明発行の申請を受け、輸出先国向けの輸出食肉の要件を満たし、輸出可能であると確認できたものについて食肉衛生証明書を発行する。

食肉衛生証明書発行件数・取扱量

年度	マカオ		タイ		ベトナム		ミャンマー		計	
	件数	取扱量（kg）	件数	取扱量（kg）	件数	取扱量（kg）	件数	取扱量（kg）	件数	取扱量（kg）
令和５	57	16,615.6	406	98,998.4	81	37,403.2	0	0.0	544	153,017.2
令和６	25	25,843.1	821	203,163.2	417	145,786.3	0	0.0	1,263	374,792.6
令和７	4	3,535.7	2,114	371,543.3	902	271,131.6	0	0.0	3,020	646,210.6

７　生産者への検査結果のフィードバック事業

安全で衛生的な食肉を供給するためには、生産段階における「健康な家畜」の生産が極めて重要である。

また、家畜の腸管出血性大腸菌やサルモネラ等の保菌や、家畜生産に伴って使用される抗菌性物質等の食肉への残留も重要な問題として消費者の関心が高い。

当所では、と畜検査結果を生産者等に積極的にフィードバックすることで、適正な飼養管理の推進に寄与している。

また、東京都産の牛・豚については、都家畜保健衛生所と連携したフィードバック事業を行っている。

令和７年度　検査情報フィードバック件数

	牛※		豚		馬		山羊		計	
	件数	頭数	件数	頭数	件数	頭数	件数	頭数	件数	頭数
芝　浦	244	90,150	319	264,829	—	—	—	—	563	354,979
八　丈	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	244	90,150	319	264,829	—	—	—	—	563	354,979

※　牛には、こ牛も含む。

８　食品検査施設における検査等の業務管理（ＧＬＰ）

「東京都の食品衛生検査施設等における検査等の業務管理要綱」に基づき、「東京都芝浦食肉衛生検査所検査等の業務管理要領」を定め、検査等の信頼性確保を行っている。

また、令和７年度も引き続き、食品衛生外部精度管理調査（実施機関：(一財)食品薬品安全センター）に参加し、検査精度の確保に努めた。

第３章　　検　査　統　計
(令和７年度実績)

第１節　と畜場法に基づく検査

１　年度別と畜検査頭数

年度＼畜種	合計	牛			こ牛	馬	豚	めん羊	山羊
		小計	肉用種	乳用種					
平　成　２８	289,112	88,309	87,690	619	0	0	200,798	0	5
２９	276,798	88,462	88,062	400	0	0	188,333	0	3
３０	281,468	86,908	86,447	461	1	0	194,556	0	3
３１	279,110	86,157	85,719	438	0	0	192,948	0	5
2	292,830	89,243	88,758	485	4	0	203,578	0	5
令　和　3	286,689	85,803	85,321	482	2	0	200,884	0	0
4	295,259	87,386	86,975	411	1	0	207,871	0	1
5	299,252	87,835	87,540	295	0	0	211,417	0	0
6	314,822	90,081	89,924	157	1	0	224,740	0	0
7	309,845	90,147	89,796	351	0	0	219,698	0	0

２　と畜場別と畜検査頭数

と畜場＼畜種	合計	牛			こ牛	馬	豚	めん羊	山羊
		小計	肉用種	乳用種					
合　　計	309,845	90,147	89,796	351	0	0	219,698	―	―
芝　　浦	309,845	90,147	89,796	351	0	0	219,698	―	―
八　　丈	―	―	―	―	―	―	―	0	0

３　と畜検査結果に基づく処分頭数

区分＼畜種		合計	牛			こ牛	馬	豚	めん羊	山羊
			小計	肉用種	乳用種					
検査頭数		309,845	90,147	89,796	351	0	0	219,698	0	0
処分頭数		216,298	60,173	59,848	325	0	0	156,125	0	0
処分率（％）		69.8	66.7	66.6	92.6	0	0	71.1	0	0
と畜つ禁止	合　計	3	0	0	0	0	0	3	0	0
	芝　浦	3	0	0	0	0	0	3	―	―
	八　丈	0	―	―	―	―	―	―	0	0
全部廃棄	合　計	398	58	58	0	0	0	340	0	0
	芝　浦	398	58	58	0	0	0	340	―	―
	八　丈	0	―	―	―	―	―	―	0	0
一部廃棄※	合　計	215,897	60,115	59,790	325	0	0	155,782	0	0
	芝　浦	215,897	60,115	59,790	325	0	0	155,782	―	―
	八　丈	0	―	―	―	―	―	―	0	0

※　一部廃棄については、わずかであっても異常が認められ廃棄された部位があれば、１頭として計上

4　産地別と畜検査頭数

出荷地 ＼ と畜場・畜種		合計	芝　浦				八　丈				
			牛		こ牛	豚	牛		こ牛	豚	山羊
			肉用種	乳用種			肉用種	乳用種			
合　　計		309,845	89,796	351	0	219,698	—	—	—	—	0
北海道	北　海　道	12,806	12,787	19	0	0	—	—	—	—	0
東　北	青　森　県	4,476	3,152	0	0	1,324	—	—	—	—	0
	岩　手　県	47,746	5,360	0	0	42,386	—	—	—	—	0
	宮　城　県	13,242	6,429	0	0	6,813	—	—	—	—	0
	秋　田　県	10,825	81	0	0	10,744	—	—	—	—	0
	山　形　県	3,373	3,373	0	0	0	—	—	—	—	0
	福　島　県	12,889	6,082	2	0	6,805	—	—	—	—	0
関　東	茨　城　県	41,390	9,219	0	0	32,171	—	—	—	—	0
	栃　木　県	39,316	12,527	0	0	26,789	—	—	—	—	0
	群　馬　県	49,858	7,943	0	0	41,915	—	—	—	—	0
	埼　玉　県	10,575	2,271	0	0	8,304	—	—	—	—	0
	千　葉　県	22,432	2,771	0	0	19,661	—	—	—	—	0
	東　京　都	232	71	0	0	161	—	—	—	—	0
	神　奈　川　県	1,507	619	0	0	888	—	—	—	—	0
甲信越	新　潟　県	1,719	1,028	300	0	391	—	—	—	—	0
	富　山　県	67	67	0	0	0	—	—	—	—	0
	石　川　県	132	132	0	0	0	—	—	—	—	0
	福　井　県	0	0	0	0	0	—	—	—	—	0
	山　梨　県	5,291	0	0	0	5,291	—	—	—	—	0
	長　野　県	942	765	0	0	177	—	—	—	—	0
東　海	岐　阜　県	6	6	0	0	0	—	—	—	—	0
	静　岡　県	7,806	583	30	0	7,193	—	—	—	—	0
	愛　知　県	703	12	0	0	691	—	—	—	—	0
	三　重　県	5,132	3,958	0	0	1,174	—	—	—	—	0
近　畿	滋　賀　県	592	592	0	0	0	—	—	—	—	0
	京　都　府	59	59	0	0	0	—	—	—	—	0
	大　阪　府	7	7	0	0	0	—	—	—	—	0
	兵　庫　県	12	12	0	0	0	—	—	—	—	0
	奈　良　県	0	0	0	0	0	—	—	—	—	0
	和　歌　山　県	5	5	0	0	0	—	—	—	—	0
中　国	鳥　取　県	1,823	974	0	0	849	—	—	—	—	0
	島　根　県	1,634	1,634	0	0	0	—	—	—	—	0
	岡　山　県	14	14	0	0	0	—	—	—	—	0
	広　島　県	2,490	187	0	0	2,303	—	—	—	—	0
	山　口　県	302	302	0	0	0	—	—	—	—	0
四　国	徳　島　県	0	0	0	0	0	—	—	—	—	0
	香　川　県	1	1	0	0	0	—	—	—	—	0
	愛　媛　県	3,527	0	0	0	3,527	—	—	—	—	0
	高　知　県	0	0	0	0	0	—	—	—	—	0
九　州	福　岡　県	71	71	0	0	0	—	—	—	—	0
	佐　賀　県	639	639	0	0	0	—	—	—	—	0
	長　崎　県	14	14	0	0	0	—	—	—	—	0
	熊　本　県	674	674	0	0	0	—	—	—	—	0
	大　分　県	466	466	0	0	0	—	—	—	—	0
	宮　崎　県	1,762	1,711	0	0	51	—	—	—	—	0
	鹿　児　島　県	3,279	3,189	0	0	90	—	—	—	—	0
沖　縄	沖　縄　県	9	9	0	0	0	—	—	—	—	0

５　とさつ禁止又は廃棄した原因

| 畜種 | 検査頭数 | 処分内容 | 処分実頭数 | 疾病別頭数 | | |

6 産地別・病類別処分頭数

産地・畜種		処分 / 合計	とさつ禁止	全部廃棄								
			豚丹毒	敗血症	尿毒症	高度の黄疸	牛伝染性リンパ腫	膿毒症	豚丹毒	高度の水腫	全身性腫瘍	白血病
合計	牛	58		3	4	3	48	—		—	—	—
	豚	343	3	34	8	2		123	13	146	4	10
北海道	牛	8		1	—	1	6	—		—	—	—
	豚	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—
青森県	牛	4		—	1	—	3	−		—	—	—
	豚	9	—	1	1	—		1	—	6	—	—
岩手県	牛	3		1	−	—	2	—		—	—	—
	豚	22	—	2	1	—		11	5	2	—	1
宮城県	牛	4		—	—	—	4	—		—	—	—
	豚	17	—	—	—	—		10	—	7	—	—
秋田県	牛	—		—	—	—	—	—		—	—	—
	豚	2	—	—	—	—		1	—	1	—	—
福島県	牛	4		1	1	1	1	—		—	—	—
	豚	21	2	2	—	—		8	—	9	—	—
茨城県	牛	10		—	—	1	9	—		—	—	—
	豚	43	—	8	3	1		3	2	24	—	2
栃木県	牛	8		—	—	—	8	—		—	—	—
	豚	21	—	—	—	—		11	1	6	1	2
群馬県	牛	8		—	1	—	7	—		—	—	—
	豚	85	—	5	1	1		20	3	50	1	4
埼玉県	牛	1		—	1	—	—	—		—	—	—
	豚	7	—	1	—	—		2	−	4	—	—
千葉県	牛	1		—	—	—	1	−		—	—	—
	豚	60	—	14	1	—		32	2	11	—	—
神奈川県	牛	1		—	—	—	1	—		—	—	—
	豚	6	—	—	—	—		3	—	3	—	—
新潟県	牛	—		—	—	—	—	—		—	—	—
	豚	1	—	—	—	—		1	—	—	—	—
山梨県	牛	—		—	—	—	—	—		—	—	—
	豚	11	—	—	—	—		4	—	5	2	—
長野県	牛	—		—	—	—	—	—		—	—	—
	豚	13	—	1	—	—		3	—	9	—	—
静岡県	牛	—		—	—	—	—	—		—	—	—
	豚	12	1	—	1	—		5	—	4	—	1
三重県	牛	2		—	—	—	2	—		—	—	—
	豚	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—
鳥取県	牛	2		—	—	—	2	−		—	—	—
	豚	4	—	—	—	—		2	—	2	—	—
広島県	牛	1		—	—	—	1	—		—	—	—
	豚	3	—	—	—	—		2	—	1	—	—
愛媛県	牛	—		—	—	—	—	—		—	—	—
	豚	6	—	—	—	—		4	—	2	—	—
鹿児島県	牛	1		—	—	—	1	—		—	—	—
	豚	−	−	−	−	−		−	−	−	−	−

7 畜種別病類表

（1） 芝浦

病類＼畜種		牛 肉用	牛 乳用	牛 小計	こ牛	馬	豚	めん羊	山羊
検査頭数		89,796	351	90,147	—	—	219,698	—	—
消化器系統	胃炎	2,847	46	2,893	—	—	8,994	—	—
	腸炎	3,731	41	3,772	—	—	14,384	—	—
	腸間膜脂肪壊死	6,736	2	6,738	—	—	—	—	—
	胃腸出血	24,661	156	24,817	—	—	—	—	—
	腸結節虫症	2	—	2	—	—	—	—	—
	胆管炎	11,217	48	11,265	—	—	3	—	—
	肝出血	7,577	46	7,623	—	—	1	—	—
	鋸屑肝	5,537	3	5,540	—	—	—	—	—
	肝膿瘍	4,989	90	5,079	—	—	57	—	—
	肝蛭症	12	—	12	—	—	—	—	—
	肝炎	8,335	61	8,396	—	—	14,523	—	—
	脂肪肝	326	1	327	—	—	71	—	—
	肝富脈斑	1	—	1	—	—	—	—	—
	肝包膜炎	3,699	37	3,736	—	—	8,887	—	—
	肝結節性血管周囲炎	821	1	822	—	—	—	—	—
	肝硬変	4	—	4	—	—	—	—	—
	肝臓の色素沈着	10	—	10	—	—	—	—	—
	嚢胞肝	2	—	2	—	—	8	—	—
	肉芽腫肝	4	—	4	—	—	—	—	—
	膵炎	83	1	84	—	—	—	—	—
	膵蛭症	1	—	1	—	—	—	—	—
	舌炎	587	—	587	—	—	—	—	—
	腹膜炎	759	7	766	—	—	2,394	—	—
	腸気泡症	—	—	—	—	—	25	—	—
	間質性肝炎	—	—	—	—	—	6,225	—	—
	肝線維症	—	—	—	—	—	19,747	—	—
呼吸器系統	肺炎	3,929	29	3,958	—	—	104,285	—	—
	異物吸入肺	5,312	13	5,325	—	—	13,931	—	—
	肺気腫	2,002	152	2,154	—	—	1	—	—
	気管支拡張症	1,993	10	2,003	—	—	—	—	—
	肺膿瘍	286	2	288	—	—	1,519	—	—
	肺の色素沈着	94	—	94	—	—	—	—	—
	横隔膜水腫	3,043	4	3,047	—	—	—	—	—
	横隔膜出血	1,159	5	1,164	—	—	—	—	—
	横隔膜膿瘍	3,283	46	3,329	—	—	107	—	—
	横隔膜炎	2,695	25	2,720	—	—	169	—	—
	胸膜炎	10,111	66	10,177	—	—	20,066	—	—

循環器系統	心筋変性	241	—	241	—	—	17	—	—
	心出血	351	8	359	—	—	—	—	—
	心外膜炎	590	6	596	—	—	14,788	—	—
	心筋炎	29	—	29	—	—	11	—	—
	心臓の色素沈着	9	—	9	—	—	—	—	—
	疣贅性心内膜炎	6	—	6	—	—	35	—	—
	脾炎	215	6	221	—	—	266	—	—
	脾うっ血	196	1	197	—	—	1,319	—	—
	リンパ節膿瘍	246	1	247	—	—	437	—	—
	リンパ節結節	59	—	59	—	—	21	—	—
泌尿・生殖器系統	腎炎	1,734	8	1,742	—	—	2,902	—	—
	腎周囲脂肪壊死	2,744	2	2,746	—	—	—	—	—
	腎結石	68	1	69	—	—	—	—	—
	嚢胞腎	45	—	45	—	—	3,701	—	—
	水腎症	4	—	4	—	—	1,339	—	—
	腎臓の色素沈着	3	—	3	—	—	—	—	—
	膀胱炎	4,701	45	4,746	—	—	1,517	—	—
	膀胱結石	5,439	56	5,495	—	—	654	—	—
	子宮炎	207	—	207	—	—	576	—	—
	乳房炎	186	2	188	—	—	1,445	—	—
運動器系統	筋炎	13,685	27	13,712	—	—	18,307	—	—
	筋膿瘍	223	2	225	—	—	9,249	—	—
	筋水腫	278	3	281	—	—	23	—	—
	筋の色素沈着	20	—	20	—	—	25	—	—
	筋出血	297	—	297	—	—	33	—	—
	骨折	130	2	132	—	—	378	—	—
	骨膿瘍	41	—	41	—	—	1,146	—	—
	関節炎	—	—	—	—	—	1,146	—	—
その他	放線菌病	14	—	14	—	—	—	—	—
	水腫	1,912	7	1,919	—	—	3,036	—	—
	腫瘍	39	—	39	—	—	8	—	—
	その他の炎症	501	5	506	—	—	1	—	—
	その他の変性・萎縮	124	—	124	—	—	23	—	—
全部廃棄対象疾病	豚丹毒						13		
	牛伝染性リンパ腫	48	—	48	—				
	高度の黄疸	3	—	3	—	—	2	—	—
	高度の水腫	—	—	—	—	—	146	—	—
	全身性腫瘍	—	—	—	—	—	4	—	—
	尿毒症	4	—	4	—	—	8	—	—
	膿毒症	—	—	—	—	—	123	—	—
	敗血症	3	—	3	—	—	34	—	—
	白血病	—	—	—	—	—	10	—	—

（2） 八 丈

病類＼畜種		牛 肉用	牛 乳用	牛 小計	こ牛	馬	豚	めん羊	山羊
検査頭数		－	－	－	－	－	－	－	－
消化器系統	胃炎	－	－	－	－	－	－	－	－
	腸炎	－	－	－	－	－	－	－	－
	腸間膜脂肪壊死	－	－	－	－	－	－	－	－
	腸気泡症	－	－	－	－	－	－	－	－
	腸結節虫症	－	－	－	－	－	－	－	－
	肝炎	－	－	－	－	－	－	－	－
	間質性肝炎	－	－	－	－	－	－	－	－
	肝包膜炎	－	－	－	－	－	－	－	－
	肝膿瘍	－	－	－	－	－	－	－	－
	鋸屑肝	－	－	－	－	－	－	－	－
	脂肪肝	－	－	－	－	－	－	－	－
	胆管炎	－	－	－	－	－	－	－	－
	肝蛭症	－	－	－	－	－	－	－	－
	肝線維症	－	－	－	－	－	－	－	－
	肝硬変	－	－	－	－	－	－	－	－
	肝冨脈斑	－	－	－	－	－	－	－	－
	肝結節性血管周囲炎	－	－	－	－	－	－	－	－
	肝臓の色素沈着	－	－	－	－	－	－	－	－
	嚢胞肝	－	－	－	－	－	－	－	－
	肉芽腫肝	－	－	－	－	－	－	－	－
	肝砂粒症	－	－	－	－	－	－	－	－
	膵炎	－	－	－	－	－	－	－	－
	膵蛭症	－	－	－	－	－	－	－	－
	舌炎	－	－	－	－	－	－	－	－
	腹膜炎	－	－	－	－	－	－	－	－
呼吸器系統	肺炎	－	－	－	－	－	－	－	－
	異物吸入肺	－	－	－	－	－	－	－	－
	肺膿瘍	－	－	－	－	－	－	－	－
	肺気腫	－	－	－	－	－	－	－	－
	気管支拡張症	－	－	－	－	－	－	－	－
	肺虫症	－	－	－	－	－	－	－	－
	肺の色素沈着	－	－	－	－	－	－	－	－
	横隔膜水腫	－	－	－	－	－	－	－	－
	横隔膜膿瘍	－	－	－	－	－	－	－	－
	横隔膜炎	－	－	－	－	－	－	－	－
	胸膜炎	－	－	－	－	－	－	－	－

病類	畜種	牛 肉用	牛 乳用	牛 小計	こ牛	馬	豚	めん羊	山羊
循環器系統	心外膜炎	－	－	－	－	－	－	－	－
	心筋炎	－	－	－	－	－	－	－	－
	心筋変性	－	－	－	－	－	－	－	－
	心臓の色素沈着	－	－	－	－	－	－	－	－
	疣状心内膜炎	－	－	－	－	－	－	－	－
	脾炎	－	－	－	－	－	－	－	－
	リンパ節膿瘍	－	－	－	－	－	－	－	－
	リンパ節結節	－	－	－	－	－	－	－	－
泌尿・生殖器系統	腎炎	－	－	－	－	－	－	－	－
	腎周囲脂肪壊死	－	－	－	－	－	－	－	－
	腎結石	－	－	－	－	－	－	－	－
	嚢胞腎	－	－	－	－	－	－	－	－
	水腎症	－	－	－	－	－	－	－	－
	腎の色素沈着	－	－	－	－	－	－	－	－
	膀胱炎	－	－	－	－	－	－	－	－
	膀胱結石	－	－	－	－	－	－	－	－
	子宮炎	－	－	－	－	－	－	－	－
	乳房炎	－	－	－	－	－	－	－	－
運動器系統	筋炎	－	－	－	－	－	－	－	－
	筋膿瘍	－	－	－	－	－	－	－	－
	筋水腫	－	－	－	－	－	－	－	－
	筋の色素沈着	－	－	－	－	－	－	－	－
	骨折	－	－	－	－	－	－	－	－
	骨膿瘍	－	－	－	－	－	－	－	－
	関節炎	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	放線菌病	－	－	－	－	－	－	－	－
	寄生虫・嚢虫症	－	－	－	－	－	－	－	－
	寄生虫・ジストマ	－	－	－	－	－	－	－	－
	寄生虫・その他	－	－	－	－	－	－	－	－
	水腫	－	－	－	－	－	－	－	－
	腫瘍	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他の炎症	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他の変性・萎縮	－	－	－	－	－	－	－	－
	奇形	－	－	－	－	－	－	－	－
全部廃棄対象疾病	豚丹毒						－		
	膿毒症	－	－	－	－	－	－	－	－
	敗血症	－	－	－	－	－	－	－	－
	尿毒症	－	－	－	－	－	－	－	－
	高度の黄疸	－	－	－	－	－	－	－	－
	高度の水腫	－	－	－	－	－	－	－	－
	全身性腫瘍	－	－	－	－	－	－	－	－
	白血病	－	－	－	－	－	－	－	－

８　と畜場法に基づく精密検査頭数

（芝浦分）

	検査頭数	疾病決定頭数	総検査数	検査内訳				
				生物学的検査※1	微生物学的検査	病理学的検査	理化学的検査	分子生物学的検査※2
合計	899	132	43,100	1,954	4,224	34,808	614	1,500
豚丹毒	121	16	1,935	—	1,935	—	—	—
サルモネラ症	—	—	—	—	—	—	—	—
萎縮性鼻炎	—	—	—	—	—	—	—	—
トキソプラズマ症	—	—	—	—	—	—	—	—
豚赤痢	—	—	—	—	—	—	—	—
敗血症	85	37	2,244	—	2,244	—	—	—
黄疸	23	5	206	—	45	—	161	—
尿毒症	38	12	228	—	—	—	228	—
全身性腫瘍	77	4	18,172	539	—	17,633	—	—
牛伝染性リンパ腫	65	48	16,835	455	—	14,885	195	1,300
白血病	10	10	2,520	—	—	2,290	30	200
非定型抗酸菌症	—	—	—	—	—	—	—	—
好酸球性筋炎	—	—	—	—	—	—	—	—
旋毛虫病	480	—	960	960	—	—	—	—
中毒	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—

※１　生物学的検査　：　血液塗抹、血球数測定、寄生虫検査等
※２　分子生物学的検査　：　ＰＣＲ等

９　牛海綿状脳症（ＢＳＥ）検査頭数

		計	芝　浦	八　丈
スクリーニング検査頭数	計	3	3	―
	陰性頭数	3	3	―
	陽性頭数	―	―	―
確認検査頭数	計	―	―	―
	陰性頭数	―	―	―
	陽性頭数	―	―	―

１０　めん羊・山羊の伝達性海綿状脳症（ＴＳＥ）検査頭数

		計	八丈	
			めん羊	山羊
スクリーニング検査頭数	計	―	―	―
	陰性頭数	―	―	―
	陽性頭数	―	―	―

１１　外部検証（微生物試験実施状況）

畜種	牛	豚
採取部位	胸部	胸部
検査頭数	194	138
検査項目数	388	276
一般生菌数	194	138
腸内細菌科菌群数	194	138

第2節　食品衛生法等に基づく監視と検査

1　搬入枝肉監視状況

項目＼畜種			合計	牛					こ牛	馬	豚
				和牛	交雑	乳用	輸入	計			
検査頭数			48,813.5	19,936.0	15,603.5	10,450.0	—	45,989.5	85.0	—	2,739.0
不良枝肉頭数			16.0	2.5	2.5	2.0	—	7.0	1.0	—	8.0
行政処分件数			—	—	—	—	—	—	—	—	—
措置内訳	販売禁止		—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の措置件数			22	4	5	4	—	13	1	—	8
措置内訳	注意指導		—	—	—	—	—	—	—	—	—
	口頭注意		20	4	4	3	—	11	1	—	8
	任意廃棄		1	—	1	—	—	1	—	—	—
	その他（上場停止等）		1	—	—	1	—	1	—	—	—
措置理由（頭数）	疾病等	筋膿瘍	1.0	—	0.5	0.5	—	1.0	—	—	—
		筋炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		骨折	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		関節炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		骨膿瘍	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		水腫	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	取扱い不適等	温度不適	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		取扱い不良	6.5	2.5	2.0	1.0	—	5.5	1.0	—	—
		放血不良	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		鮮度不良	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		検印不鮮明※	0.5	0.5	—	—	—	0.5	—	—	—
		無検印	0.5	0.5	—	—	—	0.5	—	—	—
		残毛	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※　上場停止としたものを含む

2 食品及び食品取扱施設の検査

（1） と畜検査に伴う残留抗菌性物質検査

	検査頭数	違反検体数
合　　計	86	―
牛	15	―
豚	71	―

（2） 健康畜等の残留有害物質検査

	動物用医薬品等						農薬		
	抗菌性物質			駆虫薬及びその他の薬剤					
	検査頭数	検体数	違反数	検査頭数	検体数	違反数	検査頭数	検体数	違反数
合　　計	541	870	―	76	76	―	12	12	―
牛	313	516	―	42	42	―	8	8	―
豚	228	354	―	34	34	―	4	4	―

注）検査対象抗菌性物質は、抗生物質（アミノグリコシド系、テトラサイクリン系、マクロライド系、ペニシリン系）及び合成抗菌剤の24剤とした。
　検査対象駆虫薬は、ベンズイミダゾール系駆虫薬等9剤とした。
　その他に、ホルモン剤、殺鼠剤等10剤を検査対象薬剤とした。
　検査対象農薬は、アルドリン及びディルドリン、エンドリン、γ－ＢＨＣ、ヘキサクロロベンゼン、ＤＤＴ（op'-ＤＤＴ、pp'-ＤＤＴ、pp'-ＤＤＤ、pp'-ＤＤＥ）並びにヘプタクロル（ヘプタクロルエポキシドを含む。）の12剤とした。
注）駆虫薬及びその他の薬剤の検査に使用した検体は、抗菌性物質の検査に使用した検体と同一の獣畜を含む。

（3） 食肉処理業等の細菌検査

	検査施設数	検体数	延べ検査件数	一般細菌	大腸菌群	大腸菌	黄色ブドウ球菌	不良施設	措置
合　　計	89	514	2,044	516	516	516	516	―	―
食肉処理業	22	334	1,336	334	334	334	334	―	―
飲食店営業	0	0	0	0	0	0	0	―	―
内臓取扱業者	62	150	600	150	150	150	150	―	―
その他※	5	30	108	30	30	30	30	―	―

※ 製氷機、その他場内施設の合計

3 監視件数

	芝　浦			八　丈		
	対象施設数	監視件数	指導件数	対象施設数	監視件数	指導件数
合　　計	…	18,681	107	5	－	－
食肉処理業	36	7,554	61	－	－	－
食肉販売業	3	658	9	－	－	－
その他の食料・飲料販売業	20	139	－	－	－	－
冷凍・冷蔵倉庫業	－	－	－	－	－	－
飲食店営業	1	95	2	－	－	－
コップ式自販機（自動洗浄・屋内設置）	7	91	－	－	－	－
喫茶店営業（自販機）	2	174	－	－	－	－
乳類販売業	1	89	－	－	－	－
食肉輸送車	…	187	－	－	－	－
せり場及び冷蔵庫	6	1,455	－	－	－	－
冷蔵庫を除くと畜場施設	22	6,531	9	5	－	－
原皮貯蔵施設	2	476	－	－	－	－
動物質原料運搬容器・車両	…	1,190	－	－	－	－
市場まつりにおける営業許可等	35	42	26	－	－	－

※　対象施設数は令和7年度末の数、…は不定数

4 一斉監視事業(夏期及び歳末)

(1) 施設等監視状況

	夏　期			歳　末		
	監視延べ件数	不適延べ件数	措置(注意指導)	監視延べ件数	不適延べ件数	措置(注意指導)
合　計	2,398	36	36	804	33	33
食肉処理業	2,013	33	33	668	30	30
飲食店営業	28	1	1	7	1	1
食肉輸送車	52	—	—	17	—	—
その他の営業	162	2	2	79	2	2

(2) 表示検査

	夏　期			歳　末		
	総検査品目数	違反品目数	違反件数	総検査品目数	違反品目数	違反件数
食　肉	3,390	5	5	3,729	12	12

(3) 現場簡易検査

夏　期				歳　末			
実施軒数	検査件数合計	細菌検査	化学検査	実施軒数	検査件数合計	細菌検査	化学検査
90	2,677	2,056	621	25	25	0	25

第3節　調査研究及び基礎調査実施状況

		調査件数	総検査数	検査内訳				
				生物学的検査※1	微生物学的検査	病理学的検査	理化学的検査	分子生物学的検査※2
調査研究	抗菌性物質検査用平板培地作製方法の改良について ～Quick Luteにおける迅速・簡便・安定的な培地づくりの試み～	24	168	—	124	—	44	—
	ＬＣ-ＭＳ/ＭＳ8060によるアンピシリン、ベンジルペニシリン及びテトラサイクリン系抗生物質試験法（豚筋肉、牛筋肉）の妥当性評価について	37	222	—	—	—	222	—
	牛伝染性リンパ腫の疫学解析～過去３年分のまとめ～	59	708	—	—	—	—	708
	カラーアトラスの追補(小動物)	26	76	—	—	76	—	—
	カラーアトラスの追補(大動物)	148	856	—	—	856	—	—
合　　計		294	2,030	—	124	932	266	708

※１　生物学的検査　：　血液塗抹、血球数測定、寄生虫検査等
※２　分子生物学的検査　：　ＰＣＲ等

第４章　　調査研究の概要

1　第 36 回芝浦食肉衛生検査所調査研究発表会演題一覧

開催日時　令和８年３月６日（金曜日）午後２時から午後３時 30 分まで

開催場所　食肉市場センタービル９階　　東京都芝浦食肉衛生検査所　衛生指導室

（１）口頭発表

①抗菌性物質検査用平板培地作製方法の改良について ～Quick Lute における迅速・簡便・安定的な培地づくりの試み～	大久保　宏輝	精密検査担当
②検査用ナイフの研磨方法に関する検討及び新人教育用資料の作成（継続）	古賀　葵	大動物検査担当
③牛輸送時の車両構造及び取扱方法に関する実態調査	佐藤　恵	大動物検査担当
④３Ｄ撮影技術を利用した教育資材の検討	桑原　多佳子	大動物検査担当
⑤ＤＸツールを活用した豚の枝肉切除マニュアルの作成	松岡　知紘	小動物検査担当
⑥第 40 回世界獣医師会大会に参加して（特別講演）	飯島　佑理	業務担当

※　Microsoft Teams による WEB 併用開催とした。

（２）誌上発表

⑦ＬＣ-ＭＳ/ＭＳ8060 によるアンピシリン、ベンジルペニシリン及びテトラサイクリン系抗生物質試験法（豚筋肉、牛筋肉）の妥当性評価について	倉石　瞳	精密検査担当
⑧牛伝染性リンパ腫の疫学解析～過去３年分のまとめ～	佐藤　利洋	精密検査担当

２　過去３年間における芝浦食肉衛生検査所調査研究発表会演題一覧

（１）第35回発表会

ア　口頭発表

① 豚の腎炎カラーアトラスの作成について

② 牛の顆粒膜細胞腫と中皮腫の重複腫瘍の1例

③ 豚の小腸炎及び大腸炎の診断並びに廃棄基準の平準化に向けた取組

④ 検査用ナイフの研磨状況による検査業務の効率化等に関する検討

⑤ 精密検査業務におけるDX推進の取り組みについて

イ　誌上発表

⑥ 三陰三陽論から考える豚丹毒の４つの病型（第二報）

⑦ *E.albertii*の豚盲腸便からの分離方法の検討

（２）第34回発表会

ア　口頭発表

① 令和4年度に保留となった牛伝染性リンパ腫の疫学解析

② 豚腎病変と血液生化学検査の相関について

③ 成牛に認められた非定型牛伝染性リンパ腫(散発性)の一例

④ と畜場に搬入された豚の*Escherichia albertii* 保有状況及び分離株の解析

⑤ 牛のと畜検査に関するデジタル教材作成の試み

⑥ 牛肝臓及び胆汁から検出された*Campylobacter jejuni*の遺伝子型別試験及び薬剤感受性試験

イ　誌上発表

⑦ 尿毒症を疑う牛の血中尿素窒素値スクリーニング検査法の検討（続報）

⑧ 豚の小腸炎及び大腸炎の診断並びに廃棄基準の平準化に向けた取組

⑨ 三陰三陽論から考える豚丹毒の４つの病型

⑩ 豚の小腸にみられた多核細胞を伴うB細胞性リンパ腫の一例

⑪ 豚盲腸便から*Escherichia albertii*の分離方法についての一考察

⑫ 豚丹毒菌の遺伝学的解析について

⑬ タブレット等を活用した業務の効率化について

（３）第33回発表会

ア　口頭発表

① 小腸炎及び大腸炎の診断並びに廃棄基準の平準化に向けた研修資料の作成

② 牛肝臓及び胆汁の *Campylobacter* 属菌等の保有状況調査

③ 豚熱発生時対応封鎖マップの作成

④ 東洋医学の考えに基づく牛伝染性リンパ腫の病態の分類（第三報）

イ　誌上発表

⑤　牛の中皮腫の一例

⑥　尿毒症を疑う牛の血中尿素窒素値スクリーニング検査法の検討

⑦　豚の糞便中における食中毒起因菌の保有状況調査（報告）

⑧　LC/MS/MS によるアンピシリン、ベンジルペニシリン及びテトラサイクリン系抗生物質試験法(牛肝臓)の妥当性評価について

⑨　LC/MS/MS 8060 による動物用医薬品等の一斉試験法の迅速化について

付　　表

1 過去10年間における学会及び誌上発表一覧表(当所の調査研究発表会を除く)

年	発表誌又は学会名	題　　名
2016	平成28年度東京都食品衛生監視員協議会研究発表会	・牛の糞便における腸管出血性大腸菌の保有状況調査の活用 ～と畜場におけるHACCP導入支援～
	平成28年度東京都公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・牛における肝膿瘍の分布と肝内門脈構造の関係
		・豚肺病変の診断技術の向上に向けた取り組みについて
	平成28年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	・都立芝浦と場における牛白血病疫学的調査
	第12回東京都福祉保健医療学会(平成28年度)	・寄生虫の透明樹脂標本作製法の開発 ～安全・簡易に使える教材で、検査技術の継承～
2017	平成29年度東京都食品衛生監視員協議会研究発表会	・と畜場における人獣共通感染症発生時の危機管理体制の強化 ～炭疽発生時対応訓練の実施について～
	平成29年度東京都公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・牛のT細胞性リンパ腫の２症例
		・牛及び豚から分離した腸管出血性大腸菌の薬剤感受性
	平成29年度関東甲信越食品衛生監視員協議会研究発表会	・と畜場における人獣共通感染症発生時の危機管理体制の強化 ～炭疽発生時対応訓練の実施について～
	平成29年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	・肺への異所寄生が認められた牛肝蛭症の１例
		・炭疽検査研修における実験動物不使用への取組
	第13回東京都福祉保健医療学会(平成29年度)	・と畜場における人獣共通感染症に対する危機管理の強化 ～炭疽対策現場対応指針の作成と実地訓練の実施～
		・ヒヤリ・ハットＭＡＰの作成
	平成29年度食肉及び食鳥肉衛生研究発表会	・炭疽検査研修における実験動物不使用への取組
2018	平成30年度東京都食品衛生監視員協議会研究発表会	・食肉衛生に関する普及啓発資材の拡充及び活用
	平成30年度東京都公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・牛白血病疑いで保留となった症例の免疫組織化学染色
		・熱水噴射処理による牛肝臓内脈管走行可視化標本の作製
	平成30年度全国食監協第58回関東ブロック研修会	・食肉衛生に関する普及啓発資材の拡充及び活用
	平成30年度食品衛生監視員研修会	・食肉衛生に関する普及啓発資材の拡充及び活用
	平成30年度全国公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・牛白血病疑いで保留となった症例の免疫組織化学染色
	平成30年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会	・残留抗生物質検査に用いる試験菌液の保存法に関する検討
	平成30年度食肉及び食鳥肉衛生技術研修・研究発表会	・LC/MS/MSによるアンピシリン、ベンジルペニシリン及びテトラサイクリン系抗生物質試験法の検討について
		・残留抗生物質検査に用いる芽胞形成培地の検討
	平成30年度理化学部会総会・研修会	・LC/MS/MSによるアンピシリン、ベンジルペニシリン及びテトラサイクリン系抗生物質試験法の検討について

年	発表誌又は学会名	題　　名
2019	平成31年度東京都公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・バフィーコート塗抹標本のと畜検査への活用方法検討について
		・牛の体表における腸管出血性大腸菌の保有状況調査
	令和元年度　東京都福祉保健医療学会	・簡易かつ染色性良好な鍍銀染色法の開発
	令和元年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	・肉眼像同一組織切片の作製及びその活用について
	第37回全国食肉衛生検査所協議会理化学部会研修会・調査研究発表会	・分別推定法の改良及びその精度確認について
	令和元年度食肉及び食鳥肉衛生研究発表会	・肉眼像同一組織切片の作製及びその活用について
	月刊　食と健康　令和２年６月号（公益社団法人日本食品衛生協会）	・「肉類による食中毒とその予防対策を知ろう」
2020	東京都獣医師会　東獣ジャーナル令和２年７月号(Vol.596 JULY.2020)	・狂犬病発生時における東京都の対応について
	令和２年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	・牛小腸における平滑筋欠損症の病理組織学的解析
	獣医寄生虫学会誌　Japanese Journal of Veterinary Parasitology Vol.19 No.2	・都内のと畜場における肉用牛の眼虫類寄生状況（2019～2020）
	令和２年度食肉及び食鳥肉衛生研究発表会	・牛小腸における平滑筋欠損症の病理組織学的解析
2021	令和３年度東京都公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・非接触型温度計を用いた暑熱環境下における体温異常牛抽出手法の検討
	令和３年度東京都公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・バイオアッセイにおける逆相・カチオン交換ミックスモードカートリッジを用いた系統推定スクリーニング法の検証
	令和３年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	・肺凍結切片におけるアーチファクト低減手法の検討
	第39回全国食肉衛生検査所協議会理化学部会	・LC/MS/MSによるアンピシリン、ベンジルペニシリン及びテトラサイクリン系抗生物質試験（豚の腎臓及び肝臓）の検討について
2022	令和４年度東京都公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・健康豚の扁桃における*Streptococcus suis*の保有状況調査
2023	令和５年度東京都公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・東洋医学の考え方に基づく牛伝染性リンパ腫の病態に関する考察
		・小腸炎及び大腸炎の診断並びに廃棄基準の平準化に向けた研修資料の作成
	令和５年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	・豚の糞便中における食中毒起因菌の保有状況調査
	令和５年度食肉及び食鳥肉衛生研究発表会	・豚の糞便中における食中毒起因菌の保有状況調査
2024	令和６年度東京都公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・令和４年度に保留となった牛伝染性リンパ腫の疫学解析 ・牛のと畜検査に関するデジタル教材作成の試み
	令和６年度全国公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・令和４年度に保留となった牛伝染性リンパ腫の疫学解析 ・牛のと畜検査に関するデジタル教材作成の試み
	令和６年度東京都食品衛生監視員協議会研究発表会（東京大会）	・牛肝臓及び胆汁から検出された*Campylobacter jejuni*の遺伝子型別試験及び薬剤感受性試験 ・タブレット等を活用した業務の効率化について
	令和６年度食品衛生監視員協議会　第64回関東ブロック研修大会	・牛肝臓及び胆汁から検出された*Campylobacter jejuni*の遺伝子型別試験及び薬剤感受性試験 ・タブレット等を活用した業務の効率化について
	令和６年度全国食品衛生監視員研修会	・タブレット等を活用した業務の効率化について
	全国食肉衛生検査所協議会病理部会第81回病理研修会	・豚の小腸腫瘤
	令和６年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	・非定型散発性牛伝染性リンパ腫症例における捺印細胞診の有用性 ・豚腎病変と血液生化学検査の相関について
	令和６年度食肉及び食鳥肉衛生研究発表会	・非定型散発性牛伝染性リンパ腫症例における捺印細胞診の有用性 ・豚腎病変と血液生化学検査の相関について
2025	令和７年度東京都公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・豚の腎炎カラーアトラスの作成について
	令和７年度全国公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・豚の腎炎カラーアトラスの作成について
	令和７年度東京都福祉保健医療学会	・精密検査業務におけるDX推進について
	令和７年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	・牛の顆粒膜細胞腫と中皮腫の重複腫瘍の1例

２　東京都と畜検査手数料

（令和８年４月現在）（単位：円）

畜 種	牛	馬	こ牛	豚	めん羊	山羊
検査手数料	1,200	1,200	310	310	240	240

※　東京都保健医療局関係手数料条例による

３　と畜場別・使用料・解体料一覧表

（令和８年４月現在）（単位：円）

と畜場番号	1	14
名　称	都立芝浦屠場	八丈町と畜場
区　分	一　般	一　般
所在地	港区港南 2-7-19	八丈町大賀郷 5626-90
設置者名	東京都	八丈町
設立年月日	昭和 11 年６月 18 日	昭和 50 年 10 月８日
電　話	03 5479-0651	04996 2-1121 (八丈町役場)
牛	12,571	―
馬	12,571	―
こ牛	2,514	―
こ馬	6,034	―
豚	枝肉重量 100 kg 未満　1,257 枝肉重量 100 kg 以上　1,760	―
めん羊・山羊	―	1,870
認可年月日	令和元年６月 19 日	令和元年９月 30 日

４　と畜場の構造設備一覧表

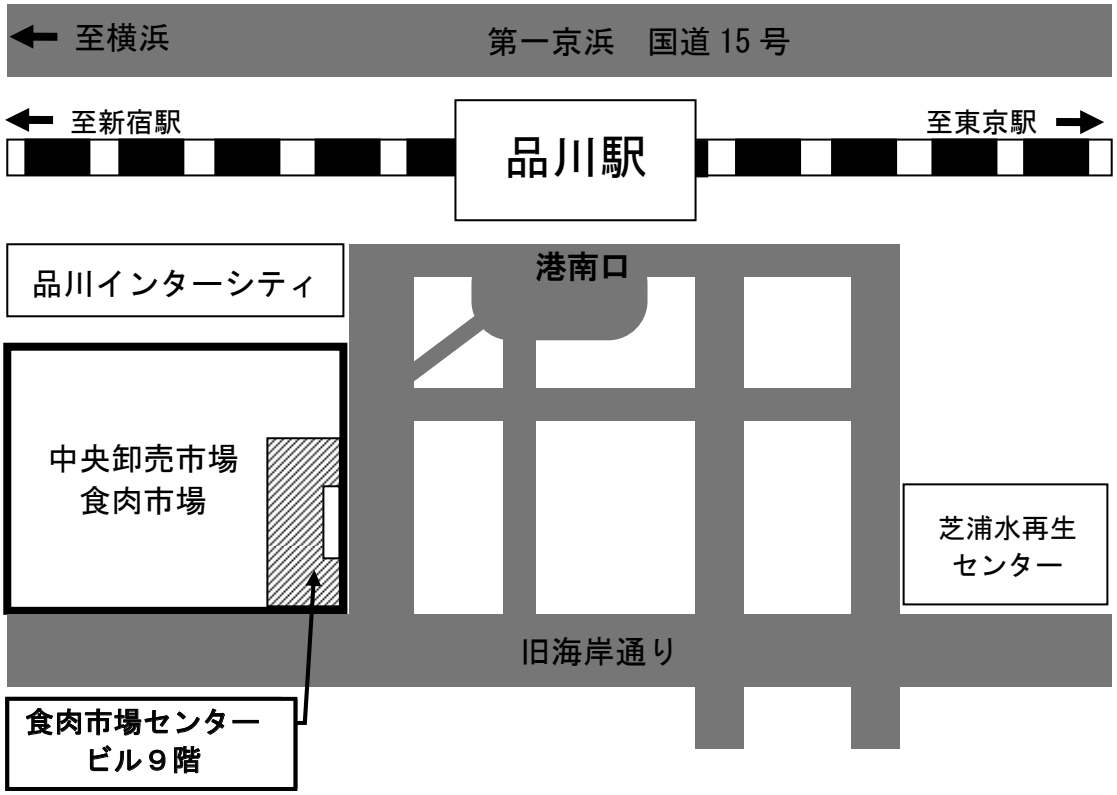
（令和８年４月現在）

施設 / 名称	芝　浦	八　丈
敷　　地　（m^2）	64,108	1,149
け　い　留　所　（m^2）	大　3,773 小　1,760	157
大動物生体検査所　（m^2）	3,773	—
小動物生体検査所　（m^2）	1,760	—
大　動　物　と　室　（m^2）	2,746	248
小　動　物　と　室　（m^2）	2,162	
内　臓　処　理　室　（m^2）	大　1,335 小　1,009	36
外　皮　取　扱　所　（m^2）	大　54 小　78	—
病　畜　と　室　（m^2）	大　140 小　122	—
隔　　離　　所　（m^2）	71	3
検　　査　　室　（m^2）	160	90
懸　肉　取　引　室　（m^2）	大　357 小　986	と室兼用
冷　　蔵　　庫　（m^2）	7,725	—
急　速　冷　却　室　（m^2）	1,039	—
１日処理能力　（頭）	大　475 小　1,710	大　2 小　10
汚　　水　　処　　理	活性汚泥法	簡易浄化
生　体　洗　浄　設　備	有	—
と　　畜　　方　　法	大　打撃（と畜銃） 小　CO_2ガス	大　打撃（と畜銃） 小　電撃
加　圧　式　洗　浄　機	と室　66台	１台
蒸　気　供　給　設　備	大小動物棟	—
温　水　供　給　設　備	大小動物棟	処理室
空　　調　　設　　備	と室・内臓処理室	内臓処理室
使　用　水　の　種　類	水道水 再生水	水道水
汚　　物　　処　　理	委託	埋却 焼却

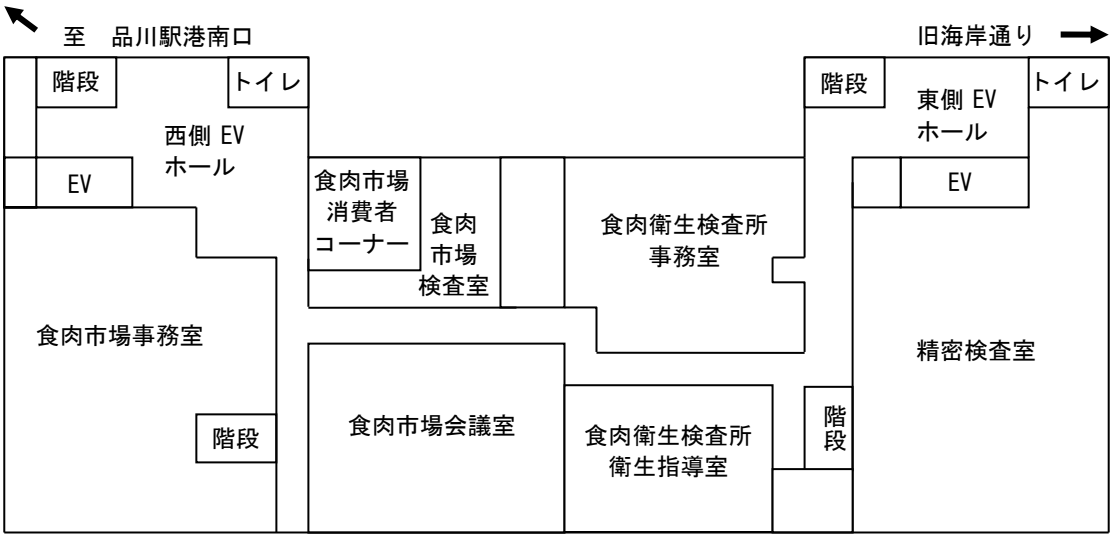
５　芝浦食肉衛生検査所案内図

〒108-0075　東京都港区港南二丁目７番 19 号　食肉市場センタービル９階
電話　03(3472)5175　　ＦＡＸ　03(3450)6745

ＪＲ品川駅港南口　徒歩５分

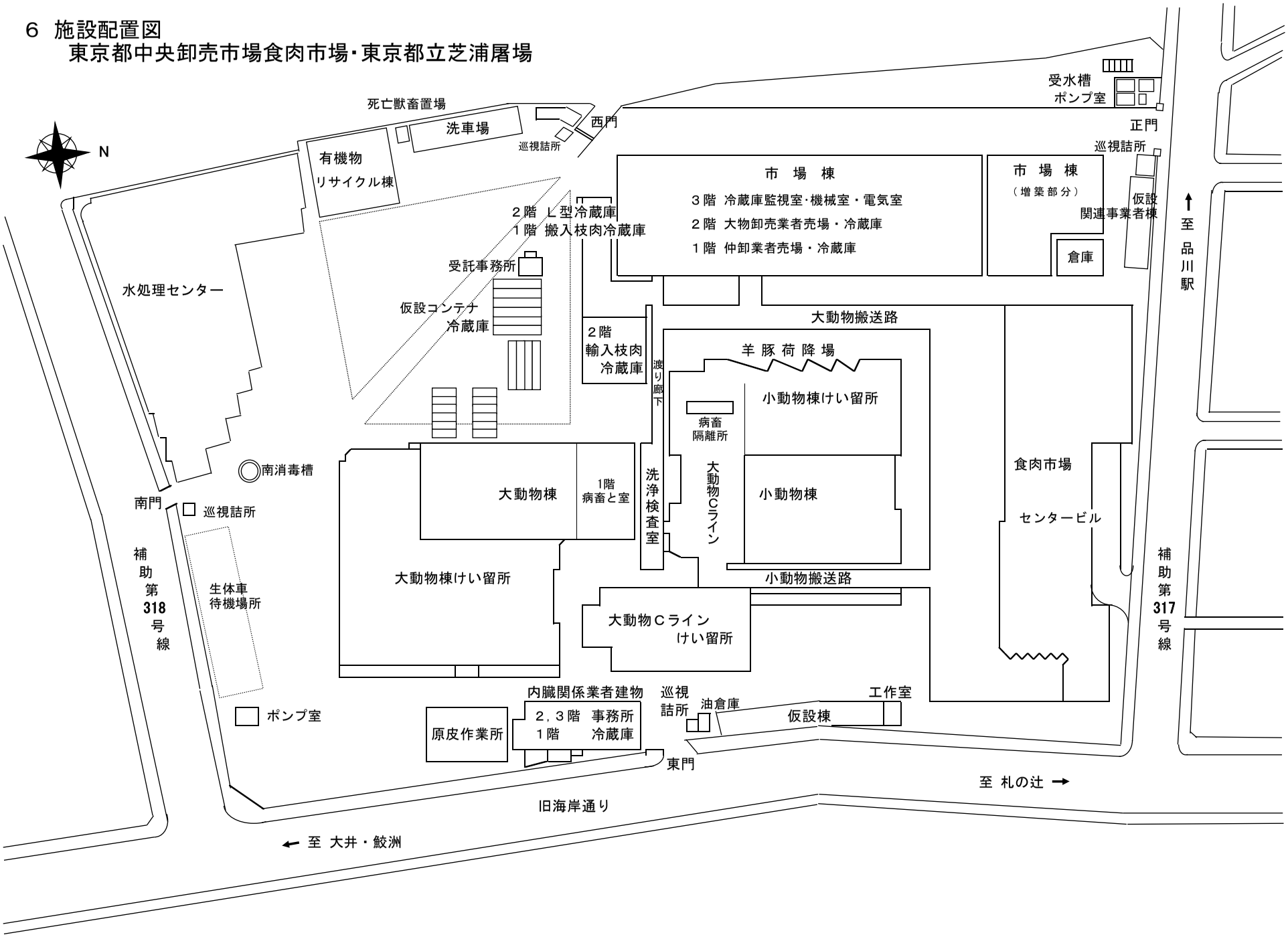


中央卸売市場食肉市場センタービル　９階



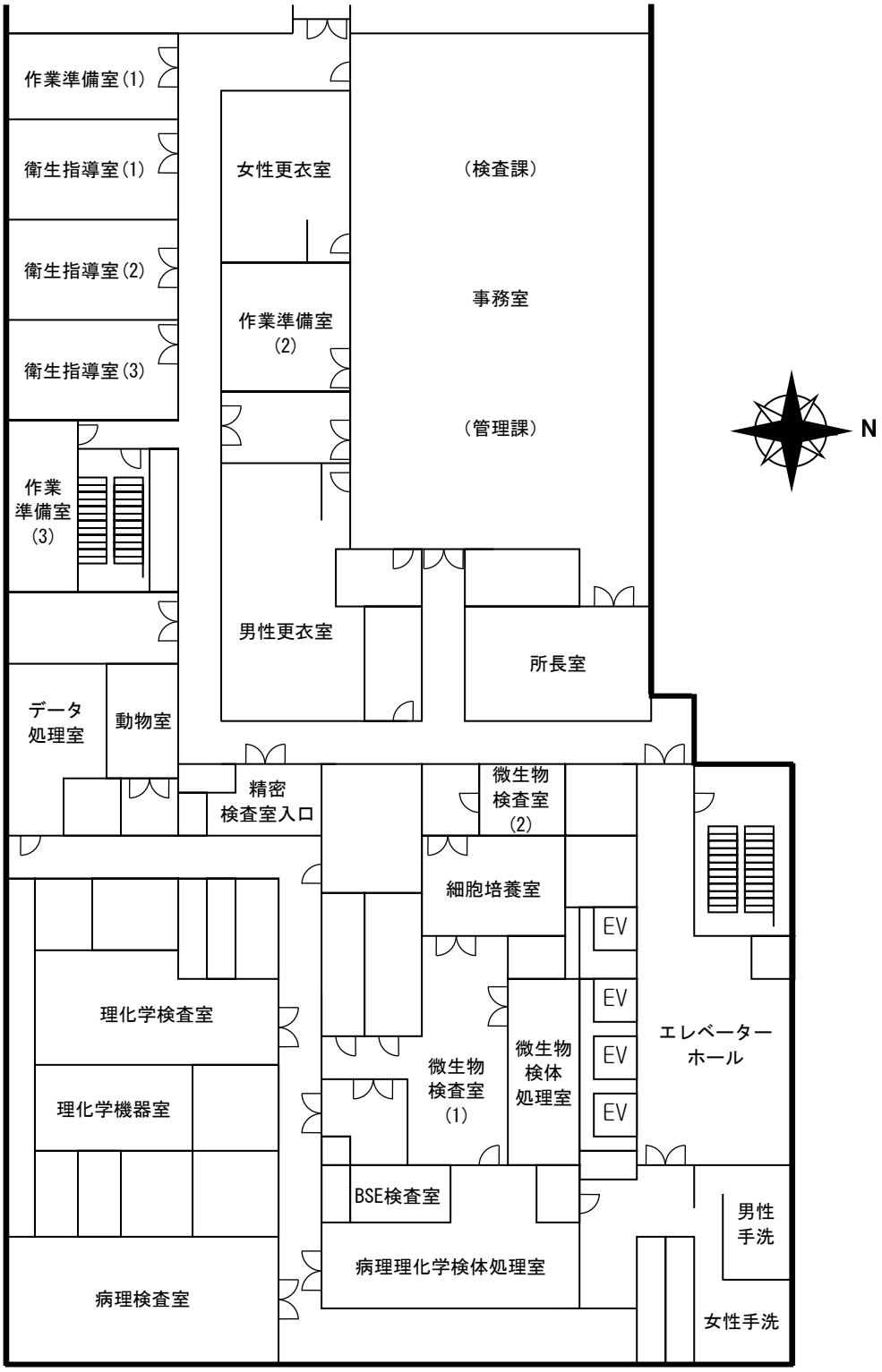
6 施設配置図

東京都中央卸売市場食肉市場・東京都立芝浦屠場



7　検査所平面図

事務室等及び精密検査室（食肉市場センタービル９階）



［東側］

・事務室及び衛生指導室　　741.3㎡
・精密検査室　　834.4㎡

東京都芝浦食肉衛生検査所事業概要
令和８年版

登録番号　（８）５

令和８年11月　発行

編集・発行　　東京都芝浦食肉衛生検査所
〒108-0075　東京都港区港南二丁目７番19号
電話 03（3472）5175　FAX 03（3450）6745

印　刷　所　　社会福祉法人 東京コロニー 東京都大田福祉工場
〒143-0015　東京都大田区大森西二丁目22番26号
電話 03（3762）7611　FAX 03（3768）5475

石油系溶剤を含まないインキを使用しています。

R70
古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。